

# 本庄市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

素案



## < 目次 >

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>第1章 計画の策定について</b>          | 1  |
| 背景                            | 1  |
| 目的                            | 2  |
| 本計画と SDGs の関係                 | 4  |
| 計画の位置づけ                       | 5  |
| 計画の基本的事項                      | 6  |
| <b>第2章 地球温暖化の現状</b>           | 8  |
| 世界の地球温暖化の状況                   | 8  |
| 日本国内の地球温暖化の状況                 | 10 |
| <b>第3章 本庄市の地域特性</b>           | 14 |
| 自然環境特性                        | 14 |
| 社会特性                          | 18 |
| <b>第4章 地球温暖化に関する本庄市の現状と課題</b> | 25 |
| 本庄市の温室効果ガスの排出状況               | 25 |
| 部門別の二酸化炭素排出量                  | 27 |
| 再生可能エネルギーの導入実績                | 37 |
| 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル            | 38 |
| 本庄市の地球温暖化に関する課題               | 40 |
| <b>第5章 将来ビジョン</b>             | 42 |
| 将来ビジョン                        | 42 |
| 削減シナリオとロードマップ                 | 46 |
| <b>第6章 温室効果ガス排出量削減目標</b>      | 48 |
| 削減目標                          | 48 |
| 再生可能エネルギー導入量の目標               | 50 |
| <b>第7章 地球温暖化に対する取組</b>        | 51 |
| 取組の体系                         | 51 |
| 重点的な取組                        | 52 |
| 具体的な取組                        | 56 |
| <b>第8章 推進体制</b>               | 66 |
| 推進体制                          | 66 |
| 進行管理                          | 67 |



# 第1章 計画の策定について

## 背景

### (1) 世界の動向

産業革命以降、急速な社会経済の発展により、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスが大気中に大量排出されるようになりました。この温室効果ガスによって、地球全体の平均気温が急激に上昇する地球温暖化を引き起こしています。豪雨、猛暑をはじめとしたそれぞれの気象災害と地球温暖化との関係性を明らかにすることは容易ではないものの、地球温暖化が進行することで、これらのリスクがさらに高まることが予想されています。

地球規模の課題となっている地球温暖化問題の解決に向け、平成 27 年（2015 年）に開催された「国連気候変動枠組条約締約国会議」（COP21）では「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界各国の長期的な共通目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命前に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求することが掲げられました。また同時に、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意し、世界 120 以上の国・地域が「2050 年力一ボンニュートラル」という目標を掲げています。

また、同年 9 月に国連サミットで採択された、「私たちの世界を転換する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」においても、17 のゴールと 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）が掲げられ、気候変動に対する取組をはじめ環境・経済・社会に関わる課題解決に統合的に取り組むこととしています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が令和 5 年（2023 年）3 月に公表した第 6 次評価報告書統合報告書では、継続的な温室効果ガスの排出はさらなる地球温暖化をもたらし、短期のうちに 1.5°C に達するとの厳しい見通しを示しています。今後 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つとも記載されており、今すぐ地球温暖化対策を行う必要性を訴えています。

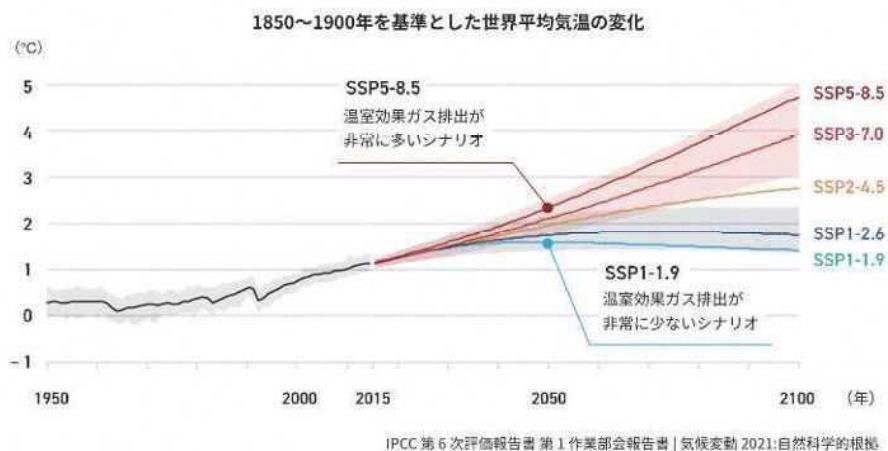


図 1-1 世界平均気温の変化

資料：環境省ホームページ

## (2) 国内の動向

令和2年（2020年）10月、国は令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにすることを表明し、翌年「地球温暖化対策計画」を改定しました。その中で、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で46%削減し、50%の高みに向け挑戦を続ける姿勢が示されています。令和5年（2023年）に環境省が公表した「令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」では、令和32年（2050年）の温室効果ガス排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）と令和12年度（2030年度）温室効果ガス46%削減目標の実現は、決して容易なものではなく、令和12年（2030年）までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、すべての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして、持続可能な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠とされています。

このような取組の中で、地方公共団体でも「ゼロカーボンシティ宣言」を表明する動きがあり、令和5年（2023年）6月30日時点で973の地方公共団体が令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出実質ゼロにすることを表明しています。

また、埼玉県は平成30年（2018年）に埼玉県気候変動適応センターを設置し、県内の気象データや影響情報等を収集・整理するとともに、様々な手段を通じて情報提供しているところです。

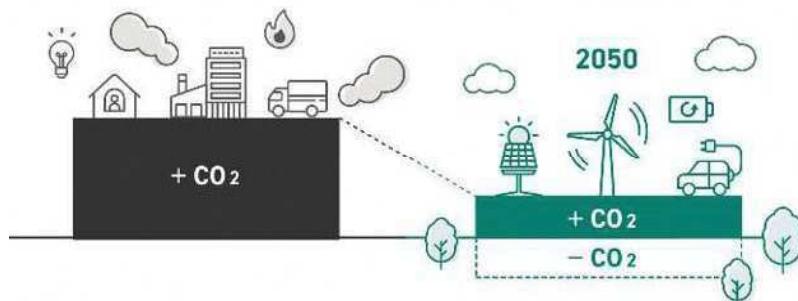


図 1-2 カーボンニュートラルのイメージ

資料：環境省ホームページ

## 目的

本市は、地球温暖化の影響とされる甚大な自然災害への抜本的な対策が求められる中、持続可能な環境にやさしいまちづくりをさらに推進するため、令和3年（2021年）5月に「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。

この宣言の趣旨である、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにSDGsを達成し、ゼロカーボンシティを実現するためには、現在の市域における温室効果ガス排出量削減目標及び地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入目標を設定し、目標達成のための省エネ・創エネの施策に関する事項を定めた計画を策定することが必要です。そのため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という）に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本計画」という）を策定し、ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の推進に努めるものです。



## 本庄市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により世界全体や各地域において、猛暑、豪雨、台風などによる甚大な自然災害が発生しており、私たちの生命や暮らしの安全安心を確保するための対策が求められる状況にあります。

2015年にパリ協定で合意された「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃未満とし、1.5℃に抑えるように努力する」との目標は、国際的に共有されています。また、2018年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した特別報告書によると、「気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

2020年10月、政府は、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しました。国内の自治体においても脱炭素に向けた取組が進んでおり、本市もゼロカーボン社会への取組を推進する必要があります。

本市は、綠豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐため、SDGsの達成を今後の大きな課題としています。本市の偉人である塙保己一は、SDGsの理念に通じる「世のため、後のため」を掲げ、『群書類從』を完成させるなど、後世に大きな業績をのこしました。

本市は、この「世のため、後のため」の精神を引き継ぎ、持続可能なまちづくりをさらに推進するため、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に挑戦することを宣言します。

2021年（令和3年）5月4日

本庄市長 吉田信解



図 1-3 本庄市ゼロカーボンシティ宣言

## 本計画とSDGsの関係

SDGsは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)を意味しており、誰一人取り残さない持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。

17個のゴールのうち、少なくとも13個が直接的に環境に関連しており、アジェンダの実施に向けて、気候変動対策や自然環境保全、循環型社会形成の取組等が重要となっています。

|   |  |
|---|--|
| <b>ゴール1</b><br>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる<br>                              | <b>ゴール2</b><br>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する<br>                                  |
| <b>ゴール3</b><br>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する<br>                    | <b>ゴール4</b><br>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する<br>                                |
| <b>ゴール5</b><br>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う<br>                  | <b>ゴール6</b><br>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する<br>   |
| <b>ゴール7</b><br>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する<br>         | <b>ゴール8</b><br>持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがないある人間らしい雇用を促進する<br>                     |
| <b>ゴール9</b><br>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る<br> | <b>ゴール10</b><br>各国内及び各国間の不平等を是正する<br>   |
| <b>ゴール11</b><br>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する<br>            | <b>ゴール12</b><br>持続可能な生産消費形態を確保する<br>  |
| <b>ゴール13</b><br>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる<br>                       | <b>ゴール14</b><br>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する<br>                                  |
| <b>ゴール15</b><br>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営等、生物多様性の損失を阻止する<br> | <b>ゴール16</b><br>平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する<br> |
| <b>ゴール17</b><br>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する<br>         | 本計画における取組内容と関連が深いSDGsのゴール  |

図 1-4 本計画における取組内容と関連が深いSDGsのゴール

資料：外務省ホームページ

## 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条に基づく計画です。また、「本庄市環境基本計画」における「地球環境」に基づく地球温暖化対策に関する計画としても位置づけます。さらに「本庄市一般廃棄物処理基本計画」「本庄市緑の基本計画」等の関連する計画との連携を図ります。

本計画では、「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」で表明した、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ実現に向けた取組を掲載します。

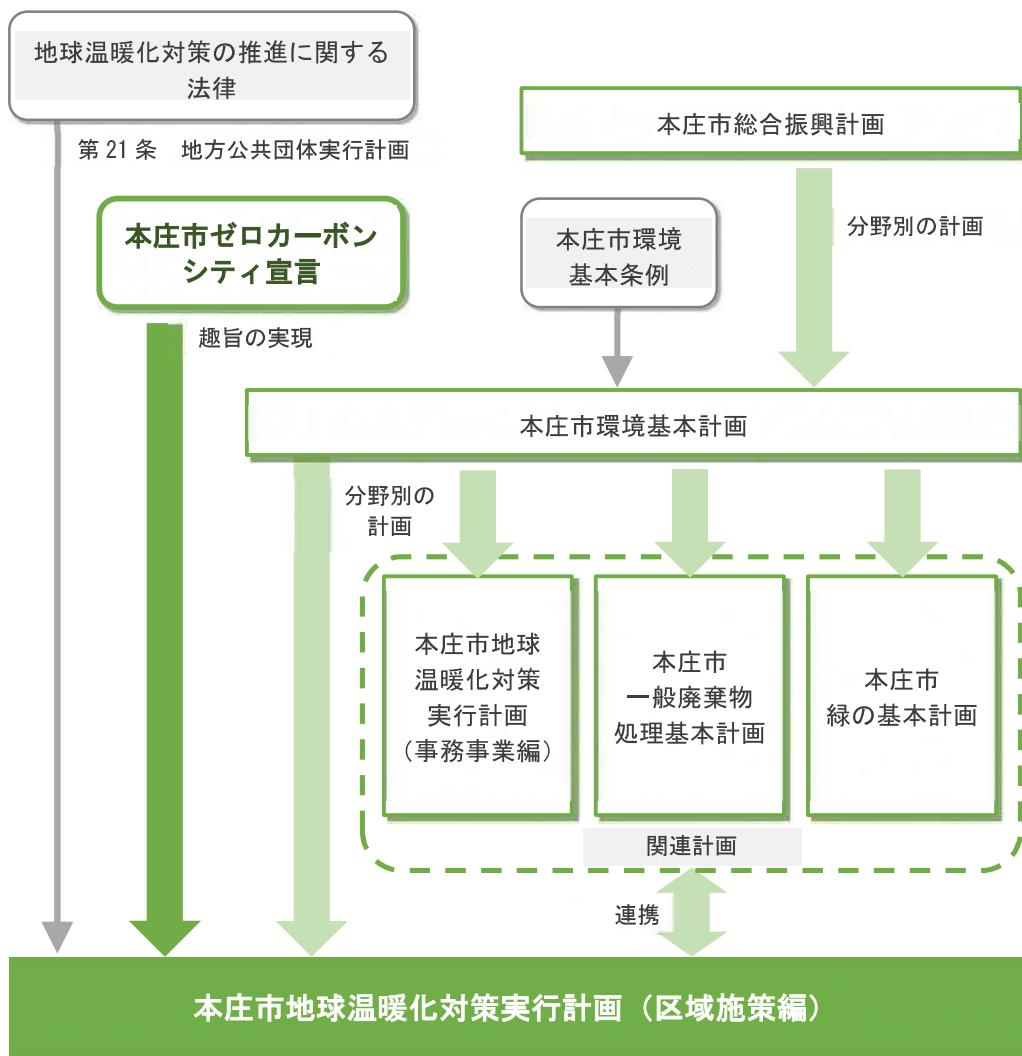


図 1-5 本計画の位置づけのイメージ

## 計画の基本的事項

### (1) 計画の対象範囲

本計画が対象とする区域は、市内全域とし、市民、事業者、市の温室効果ガス排出及び削減に関するすべての活動を対象とします。

### (2) 計画の期間

国や「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」は、長期的な期間として令和 32 年（2050 年）を見据えていますが、国は令和 12 年度（2030 年度）時点の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 46% 削減するという、中期的な期間の目標を設定しています。

本計画の計画期間は、国の中期的な計画期間を参考としつつ、十分な取組期間が確保できる令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間とします。

なお、計画期間中における国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

### (3) 対象とする温室効果ガスの種類

本計画で扱う温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項で規定されている以下の 7 種類のガスのうち二酸化炭素（エネルギー起源）、メタン及び一酸化二窒素について、排出量推計や削減目標設定を行います。

その他のガスについては、排出量推計や削減目標設定に必要な統計資料に制約があることから、対象外とします。

なお、温室効果ガスの総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値を用います。また、二酸化炭素の量を表す単位として「t-CO<sub>2</sub>」を用います。「t-CO<sub>2</sub>」は重量の単位で「トン CO<sub>2</sub>」と読み、二酸化炭素 1 トンを意味しています。t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素 1 トン）は、体積で考えると 25m<sup>3</sup> ピール（約 500 m<sup>3</sup>）と同じくらいの大きさです。

表 1-1 対象とする温室効果ガス

| 温室効果ガスの種類                   |          | 主な排出活動   |
|-----------------------------|----------|--|
| 二酸化炭素<br>(CO <sub>2</sub> ) | エネルギー起源  | 燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用   |
|                             | 非エネルギー起源 | 工業プロセス、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料使用等   |
| メタン (CH <sub>4</sub> )      |          | 工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼育及び排せつ物、農業廃棄物の焼却、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理 |
| 一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)   |          | 工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の使用、家畜の飼育及び排せつ物、農業廃棄物の焼却、廃棄物の焼却、廃棄物の原燃料使用等、排水処理 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)        |          | クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用          |
| パーフルオロカーボン類 (PFCs)          |          | アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用                                    |
| 六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )   |          | マグネシウム合金の鋳造、SF <sub>6</sub> の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器等の電気機械器具の使用・点検               |
| 三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )   |          | NF <sub>3</sub> の製造、半導体素子等の製造  |

資料：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和4年3月環境省）を基に作成

#### (4) 対象とする排出部門

本計画では、温室効果ガスを排出元の特性に応じて主に次の5部門に分けて整理します。

表 1-2 温室効果ガスの排出部門

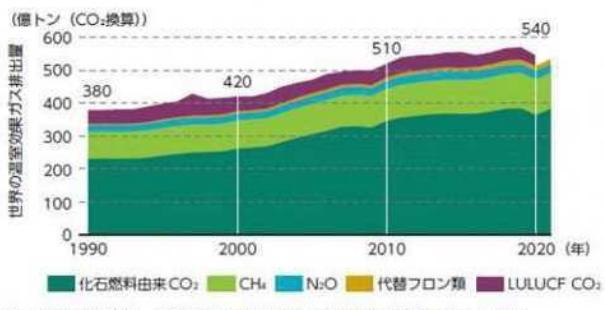
| 部門名     | 主な排出元  |
|---------|--|
| 産業部門    | 製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出                 |
| 家庭部門    | 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出                               |
| 業務その他部門 | 事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出  |
| 運輸部門    | 自家用自動車を含む自動車、船舶、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出               |
| 廃棄物部門   | 廃棄物の焼却に伴い発生する排出、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出、排水処理に伴い発生する排出等 |

## 第2章 地球温暖化の現状

### 世界の地球温暖化の状況

#### (1) 世界の温室効果ガス排出量の状況

世界の温室効果ガス排出量は、令和2年（2020年）において、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算で540億t-CO<sub>2</sub>でした。令和3年（2021年）の排出量については、未推計であるLULUCF（土地利用・土地利用変化・林業）に起因する分を除いても、令和元年（2019年）の排出量と比べて2.6億t-CO<sub>2</sub>増加していました。その推移をみると、平成12年（2000年）から平成21年（2009年）にかけての年平均増加率2.6%でした。平成22年（2010年）から令和元年（2019年）にかけての年平均増加率は1.1%であり、過去10年間の増加率は鈍化傾向ですが、過去10年間の温室効果ガスの総排出量の平均値は、それ以前の10年間と比べると過去最高を記録しています。



注：報告書公表時、2021年のLULUCFの排出量は推計できていない。

資料：UNEP「Emissions Gap Report 2022」より環境省作成

※LULUCF：土地利用・土地利用変化・林業

図 2-1 世界の温室効果ガス排出量の推移

資料：令和5年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

温室効果ガスのうち、令和2年（2020年）の世界の二酸化炭素排出量は約310億t-CO<sub>2</sub>であり、国別の排出量をみると、日本は中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで5番目に排出量が多い国です。

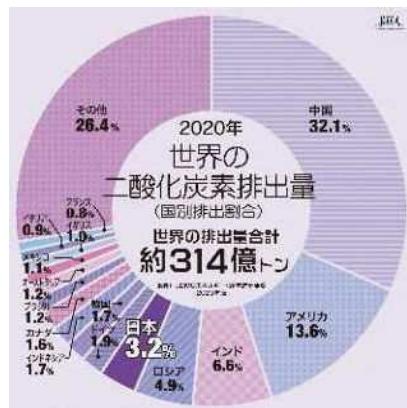


図 2-2 国別の二酸化炭素排出量

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

## (2) 世界の気温の推移

温室効果ガス排出量増加に伴い、大気中の温室効果ガスの濃度も高まります。このことにより、地表から放射される熱の吸収量が増え、気温の上昇を引き起します。

令和4年（2022年）の世界の平均気温の基準値（平成3年（1991年）～令和2年（2020年）の30年平均値）からの偏差は+0.24°Cで、明治24年（1891年）の統計開始以降、6番目に高い値となりました。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.74°Cの割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

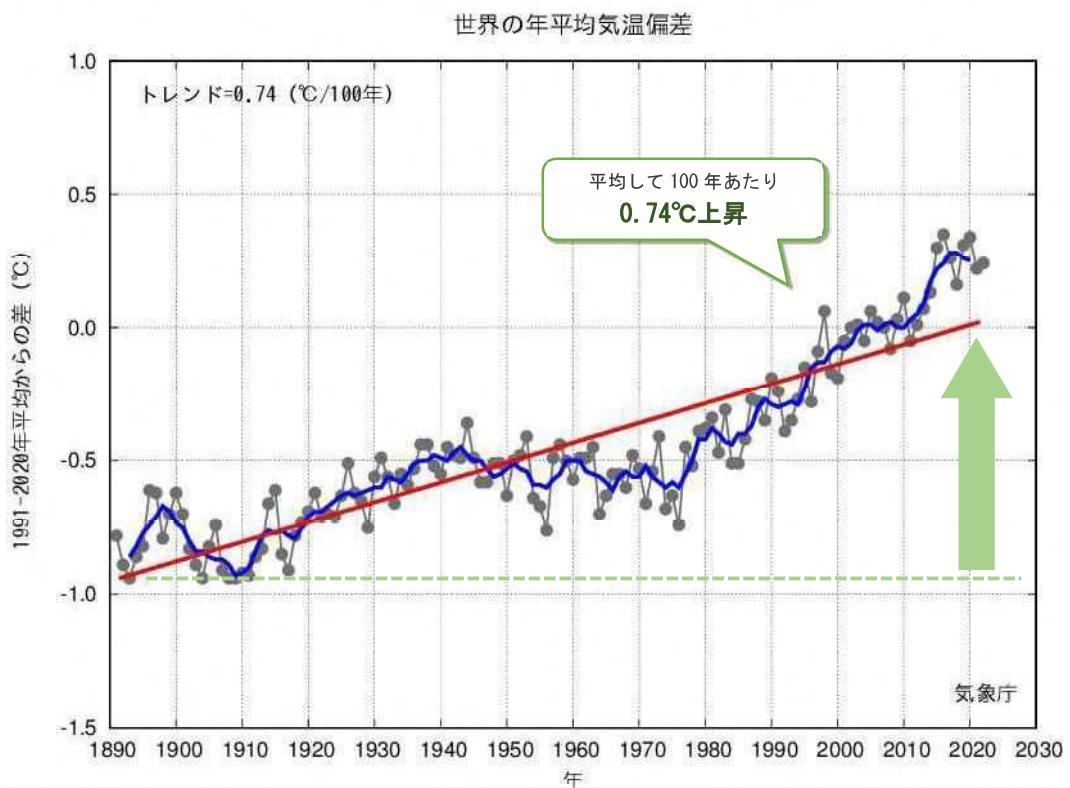


図 2-3 世界の年平均気温偏差の推移

資料：気象庁ホームページを一部改変

## 日本国内の地球温暖化の状況

### (1) 日本の温室効果ガス排出量の状況

令和3年度（2021年度）の日本の温室効果ガス排出量は、11億7,000万t-CO<sub>2</sub>で、森林等が吸収した温室効果ガス排出量（4,800万t-CO<sub>2</sub>）を引いた温室効果ガス排出量は、11億2,200万t-CO<sub>2</sub>でした。令和3年度（2021年度）の温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）から16.9%減少しています。

また、令和3年度（2021年度）の温室効果ガスごとの割合は、二酸化炭素が90%以上と最も多くを占めています。

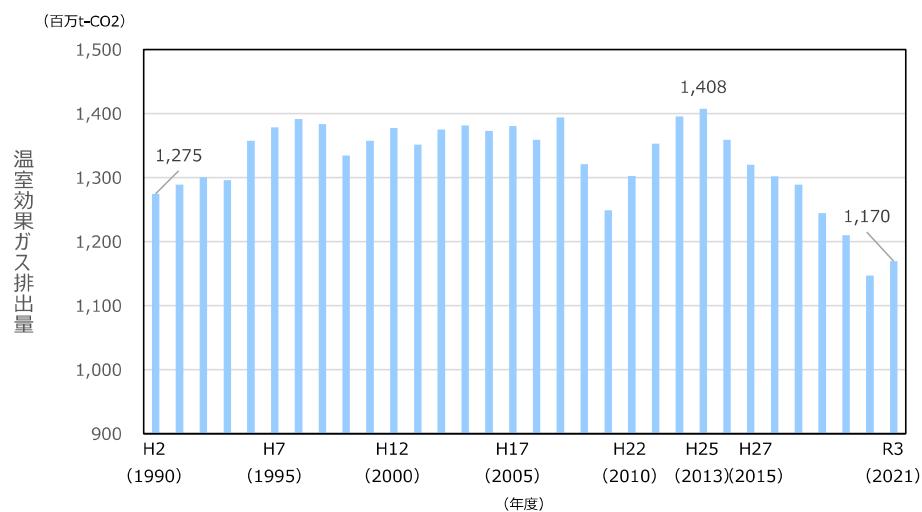


図 2-4 日本の温室効果ガス排出量の推移

資料：国立研究開発法人国立環境研究所 日本の温室効果ガス排出量データ

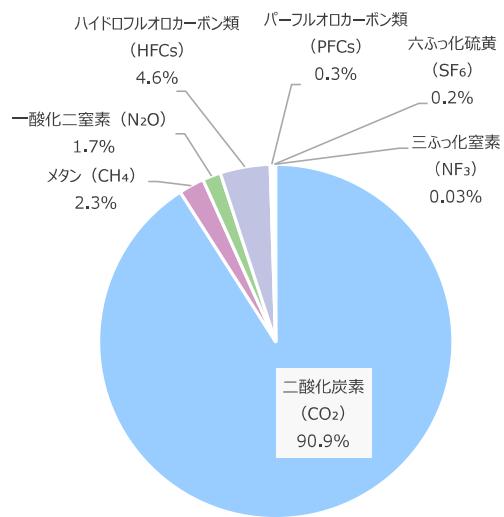


図 2-5 日本の温室効果ガス排出量の割合（令和3年度（2021年度））

資料：国立研究開発法人国立環境研究所 日本の温室効果ガス排出量データ

## (2) 埼玉県の温室効果ガス排出量の状況

令和2年度（2020年度）の埼玉県の温室効果ガス排出量は3,904万t-CO<sub>2</sub>で、同年の全国の温室効果ガス排出量（11億5,000万t-CO<sub>2</sub>）の約3.4%でした。令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）の4,697万t-CO<sub>2</sub>から16.9%減少しています。

令和2年度（2020年度）の温室効果ガスごとの割合は、二酸化炭素が91%以上と最も多くを占めています。

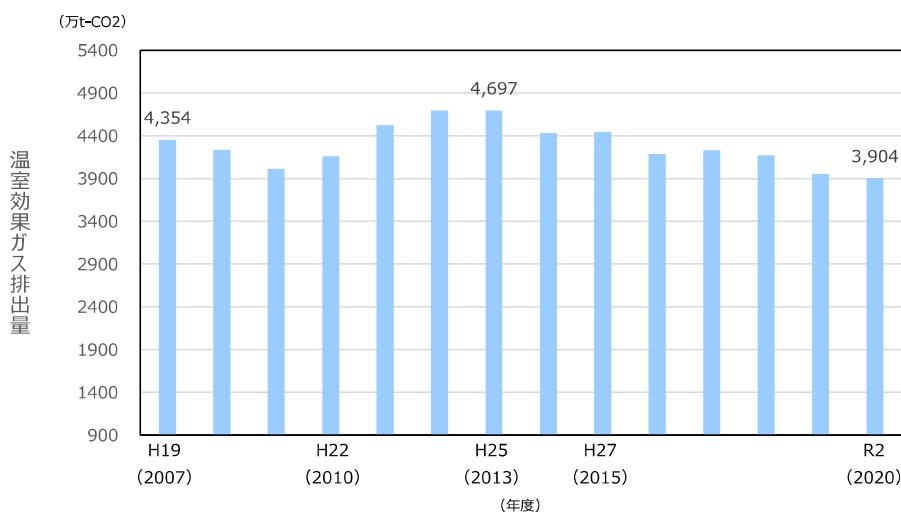


図 2-6 埼玉県の温室効果ガス排出量の推移

資料：埼玉県ホームページ

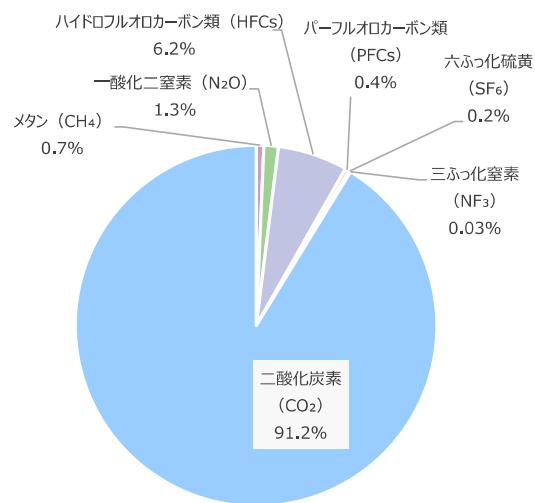
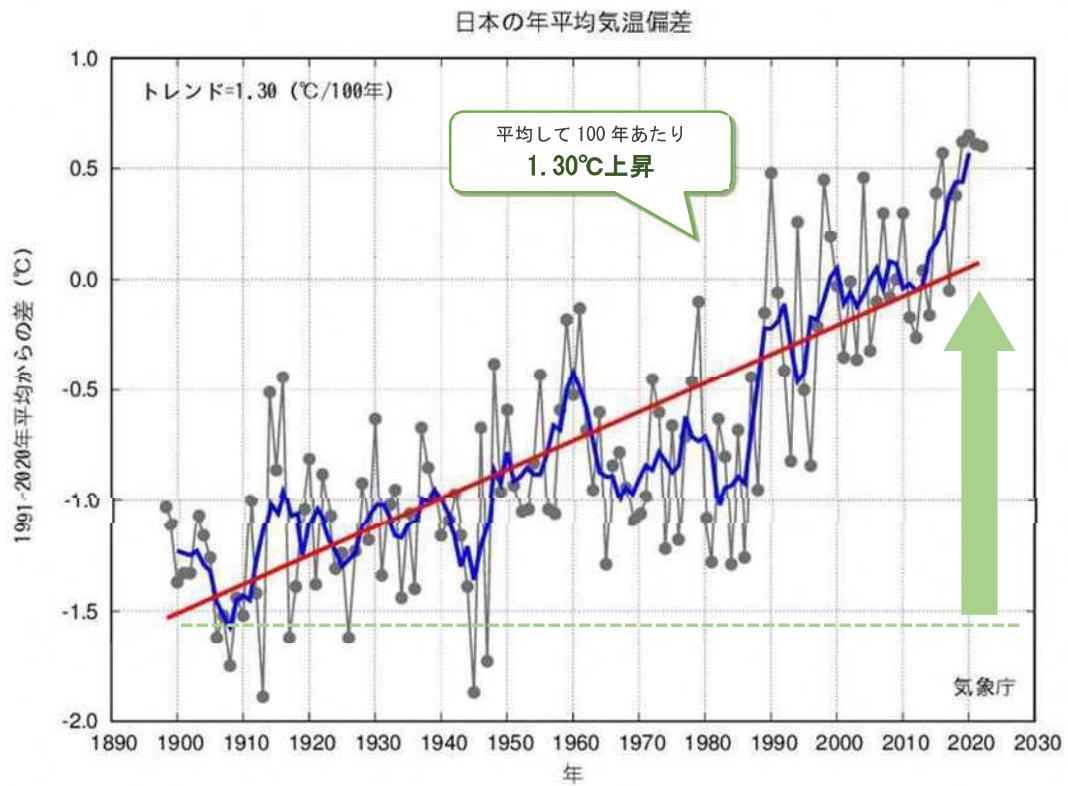


図 2-7 埼玉県の温室効果ガス排出量の割合 (令和2年度 (2020年度))

資料：埼玉県ホームページ

### (3) 日本の気温の推移

令和4年（2022年）の日本の平均気温の基準値（平成3年（1991年）～令和2年（2020年）の30年平均値）からの偏差は+0.60°Cで、明治31年（1898年）の統計開始以降、4番目に高い値となりました。日本の年平均気温は世界の年平均気温と同様に、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.30°Cの割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が多くなっています。



※細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、  
直線（赤）：長期変化傾向

図 2-8 日本の年平均気温偏差の推移

資料：気象庁ホームページを一部改変

#### (4) 埼玉県の気温の推移

埼玉県の年平均気温の推移をみると、昭和55年（1980年）は13.9°Cでしたが、令和4年（2022年）は15.8°Cであり、1.9°C上昇しています。

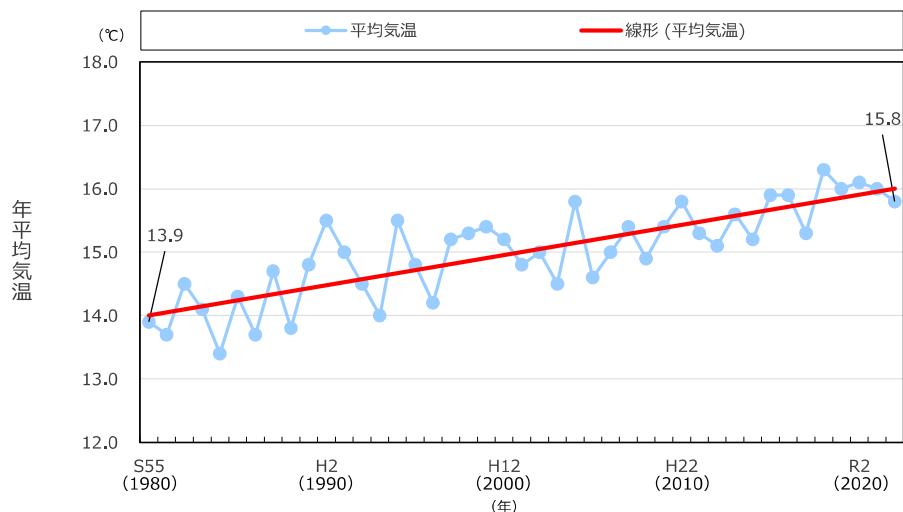
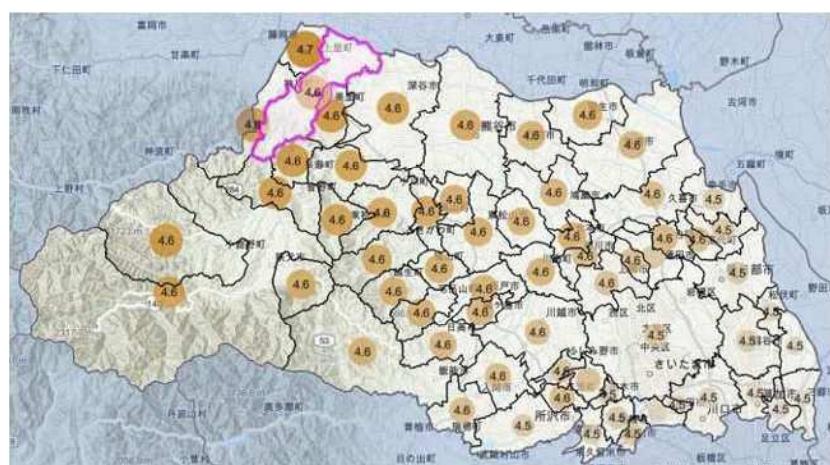


図 2-9 埼玉県の年平均気温偏差の推移  
(昭和55年(1980年)～令和4年(2022年))

資料：気象庁ホームページ

埼玉県気候変動適応センターは、国立環境研究所が作成したデータを基に、将来の気温上昇予測値を市町村単位で集計し、地図化して公表しています。気温上昇予測値の算出は、複数の気候モデルを採用し、気候モデルごとに気候変動対策を行った場合や行わなかった場合等複数のシナリオを設定して行っています。

本市は、最も気温が上昇するシナリオの場合、今世紀末（令和63年（2081年）～令和82年（2100年））には4.2°C～4.6°C上昇する予測がされています。



※図は、最も気温が上昇する気候モデル及びシナリオの場合（気候モデルMRI-ESM-2-0におけるsspシナリオ585）

図 2-10 今世紀末の埼玉県の気温上昇予測値

資料：埼玉県気候変動適応センターホームページ

## 第3章 本庄市の地域特性

### 自然環境特性

#### (1) 地勢

本市は、東京から 80km 圏、埼玉県の北西に位置する面積 89.69k m<sup>2</sup>、人口約 7 万 8 千人の都市です。東は深谷市、西は上里町・神川町、南は美里町・長瀬町・皆野町、北は利根川を挟んで群馬県伊勢崎市に接しています。

地形は概ね平坦で安定した地盤を有していますが、長瀬町等との境界に近い南西部は、陣見山等の 500m 級の山々が連なる山間地となっており、水と緑豊かな自然環境に恵まれたところです。



図 3-1 本庄市の位置

資料：本庄市環境基本計画

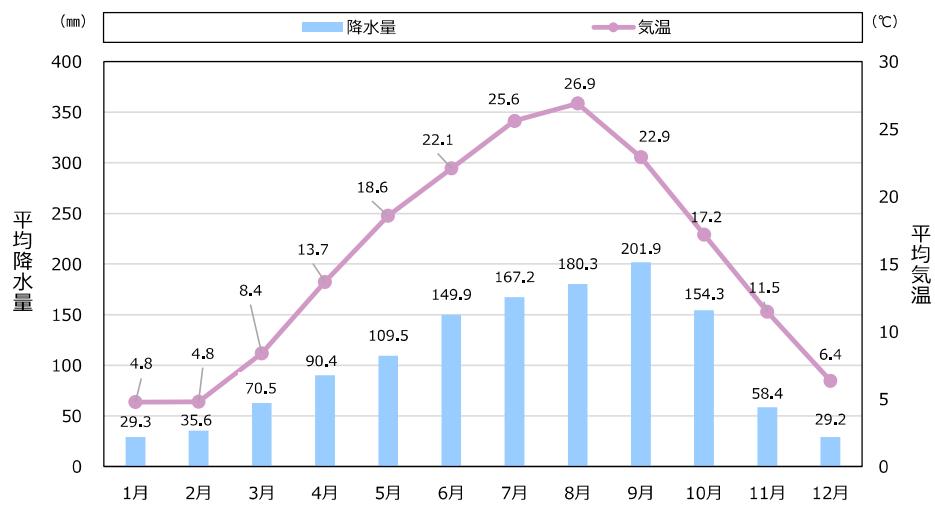
#### (2) 気象

※本市において観測所がないため、熊谷地方気象台のデータを整理した

図 3-2 のとおり、太平洋側内陸性の気候特徴を示し、本市の月別平均気温は 8 月が最も高く、年間の平均気温は 15.2°C です。

月平均降水量は 9 月が最も多くなっています。これは、昭和 55 年（1980 年）以降の関東地方への台風の接近数が、9 月が最も多いことが理由と考えられます。

また、最高気温が 25°C 以上となる夏日、30°C 以上となる真夏日、35 度以上となる猛暑日、最低気温が 25°C 以上となる熱帯夜は、図 3-3 のとおり、いずれも昭和 55 年（1980 年）以降増加傾向にあります。

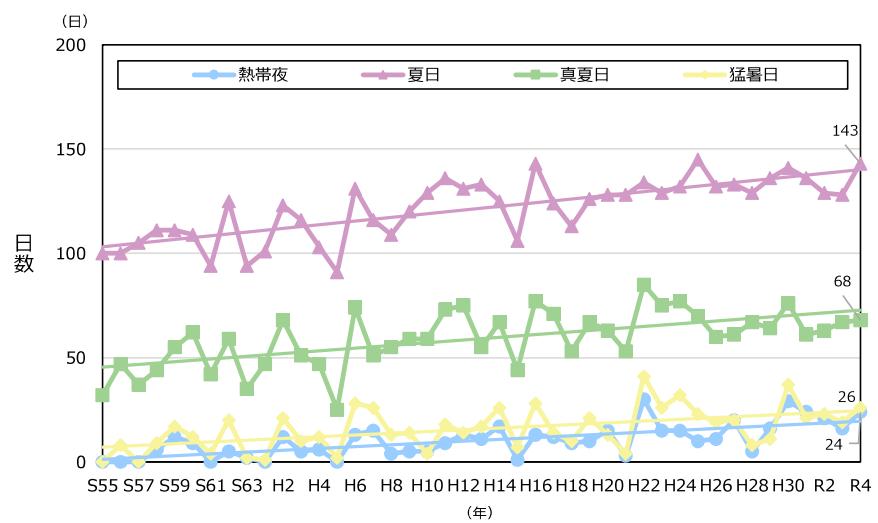


※本市において観測所がないため、熊谷地方気象台のデータを整理した

図 3-2 熊谷地方気象台の月別平均気温及び平均降水量

(昭和 55 年 (1980 年) ~令和 5 年 (2023 年))

資料：気象庁ホームページ



※本市において観測所がないため、熊谷地方気象台のデータを整理した

図 3-3 熊谷地方気象台の熱帯夜、夏日、真夏日、猛暑日の日数の推移

(昭和 55 年 (1980 年) ~令和 4 年 (2022 年))

資料：気象庁ホームページ

### (3) 日照

図 3-4 のとおり、本市の日射量は、4.0～5.3kWh/m<sup>2</sup>の間で推移し、年間を通して4.0kWh/m<sup>2</sup>以上を維持しており、他都市と比較して、冬季も日射量が高い傾向にあります。

また、図 3-5 で示すとおり、日照時間の月平均に関してても、降水量が少ない冬季に長い傾向にあります。

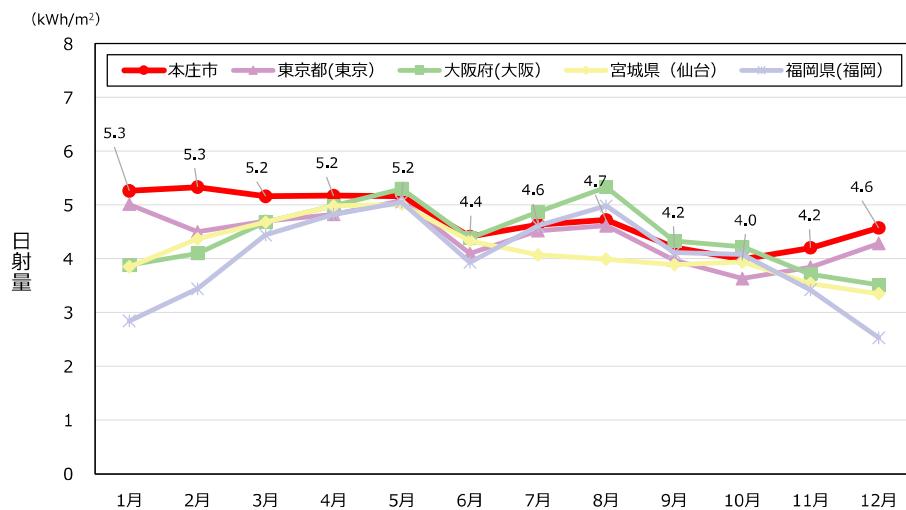
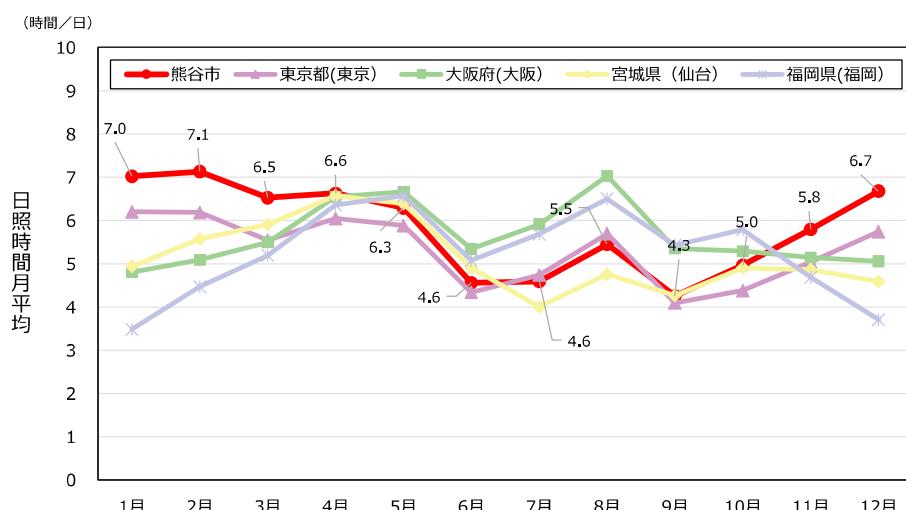


図 3-4 本庄市と他都市の月別日射量

資料：NEDO 全国日射量データベース



※本市において観測所がないため、熊谷地方気象台のデータを整理した

図 3-5 熊谷地方気象台及び他都市の月別日照時間月平均

(昭和 55 年 (1980 年)～令和 5 年 (2023 年))

資料：気象庁ホームページ

#### (4) 風況

本市の年平均風速は、図 3-6 のとおり 3.0~4.0m/s 程度となっています。

風力発電は、陸上の場合に年平均風速 5.5m/s 以上が適地としての目安になりますが、本市はこの風速よりも小さくなっています。

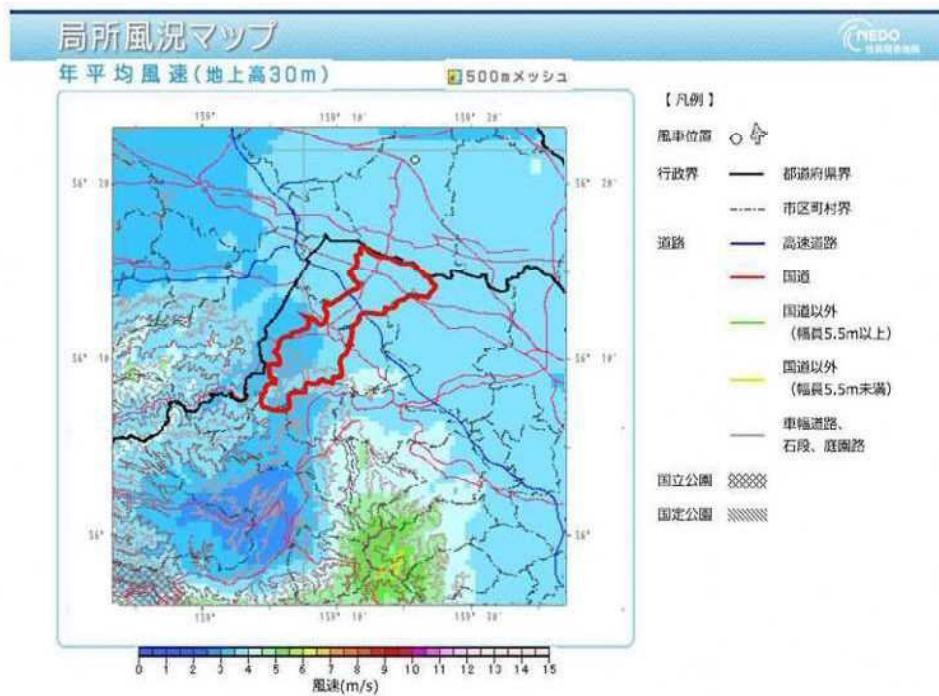


図 3-6 本庄市周辺の風況（年平均風速）

資料：NEDO 局所風況マップ

## 社会特性

### (1) 人口

本市の人口は、図 3-7 のとおり年々減少しています。現状のまま推移した場合、人口減少が進展し、令和 22 年（2040 年）には 65,356 人まで減少する見込みとなっています。

また、図 3-8 のとおり世帯数は増加傾向にありますが、世帯あたり人口が減少しています。

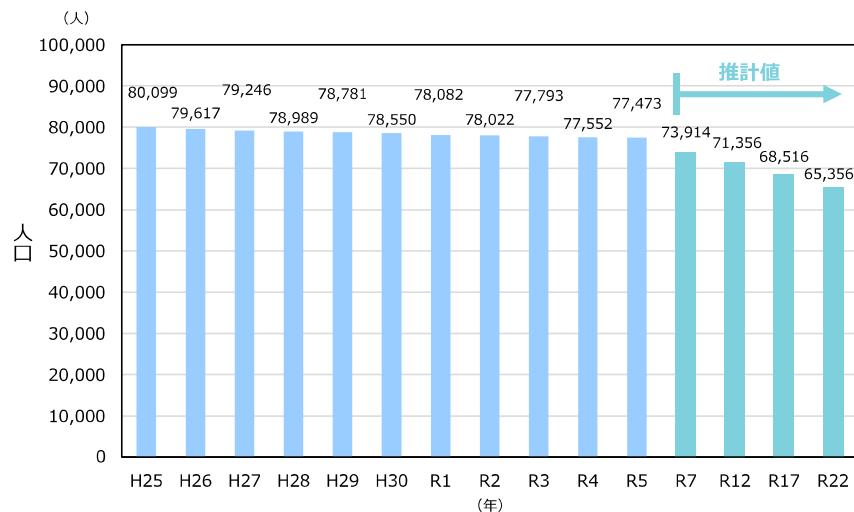


図 3-7 人口の推移

資料：本庄市統計情報（本庄市の人口）、本庄市立地適正化計画

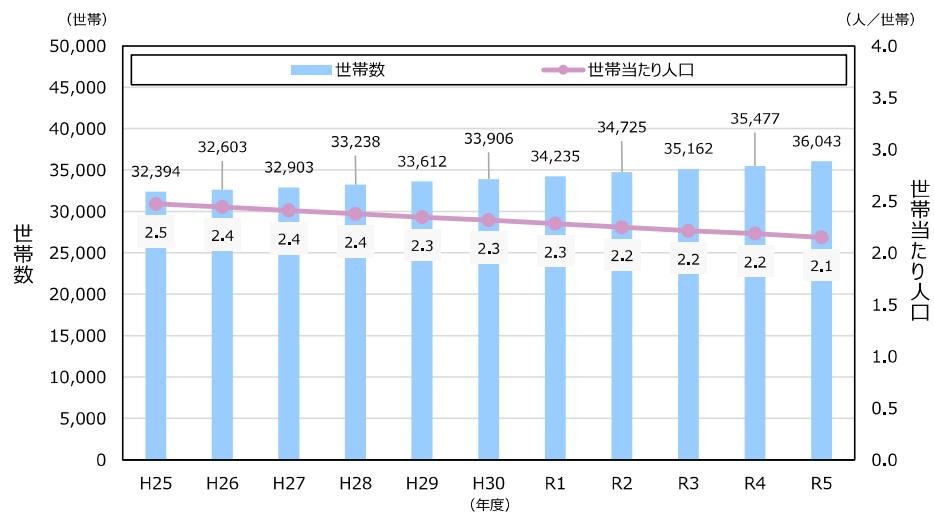
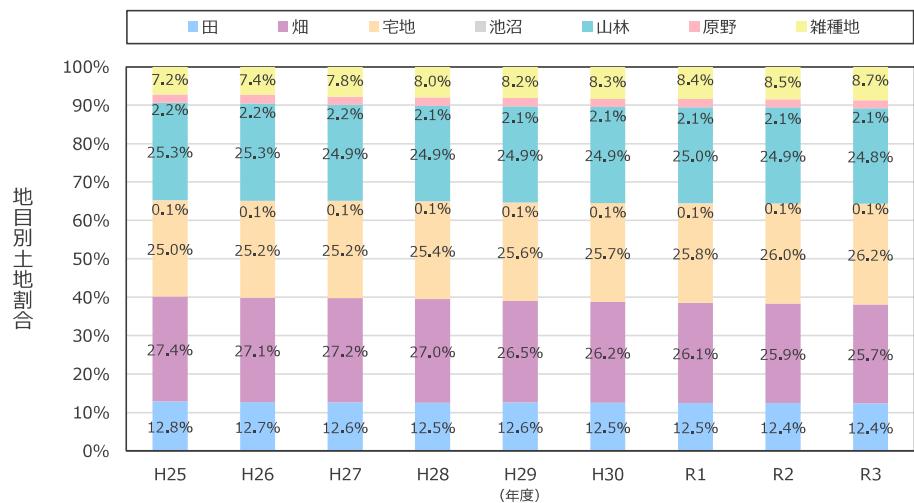


図 3-8 世帯数及び世帯あたり人口の推移

資料：本庄市統計情報（本庄市の人口）

## (2) 土地利用

本市の総面積は 8,969ha あり、地目別土地面積は、図 3-10 に示すとおり、令和 3 年（2021 年）1 月 1 日現在で、宅地が最も多い 26.2% を占めています。



※「その他」の項目を除いて集計

図 3-9 本庄市の地目別土地面積の推移

資料：埼玉県市町村課 土地に関する概要調書等報告書

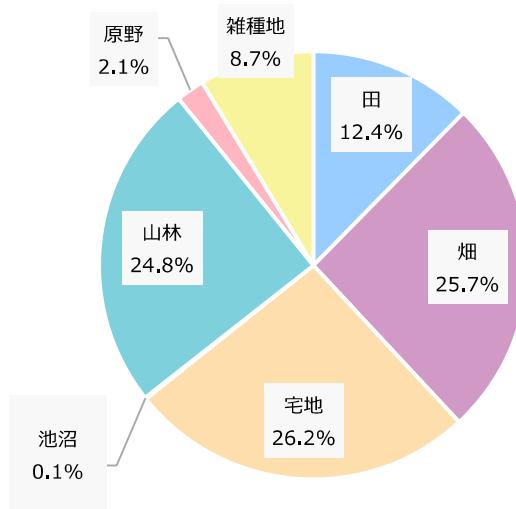


図 3-10 本庄市の地目別土地面積  
(令和 3 年 (2021 年) 1 月 1 日現在)

資料：埼玉県市町村課 土地に関する概要調書等報告書

### (3) 産業

#### 1) 事業所数

図 3-11 のとおり、本市の事業所数は、平成 18 年度（2006 年度）に平成 16 年度（2004 年度）から 40.7% 増加したものの、平成 21 年度（2009 年度）から再び減少傾向にあります。令和 3 年度（2021 年度）の総事業所数は 3,320 事業所で、業種別の内訳は、図 3-12 に示すとおり卸売業、小売業が最も多い 22.9% となっています。

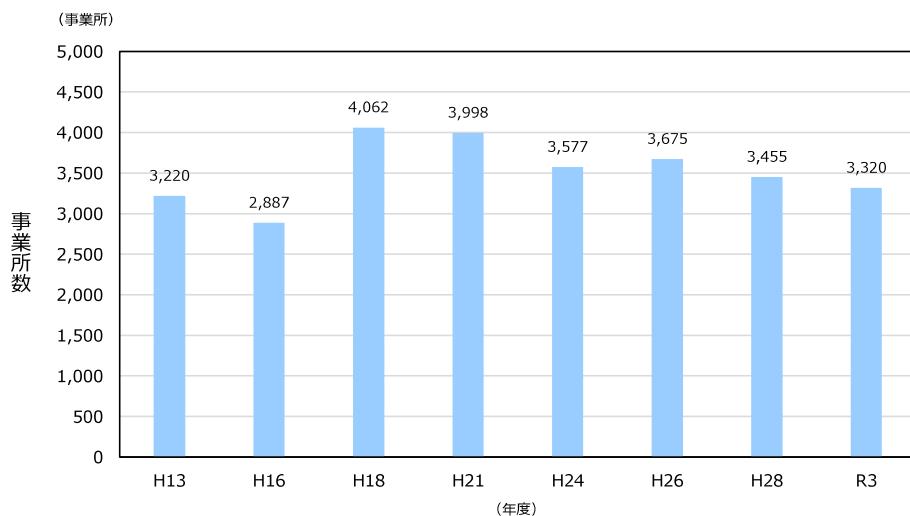


図 3-11 本庄市の事業所数の推移

資料：令和 3 年経済センサス - 活動調査

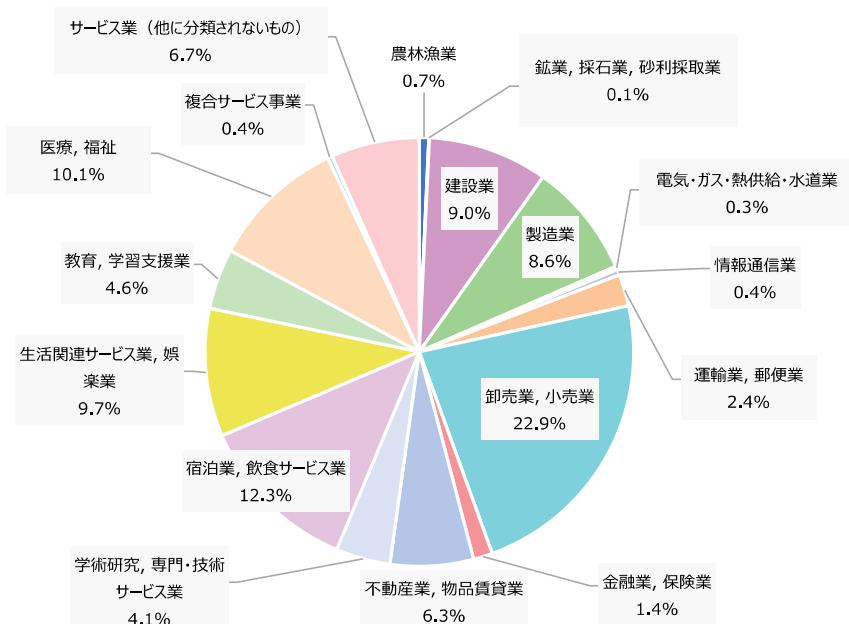


図 3-12 本庄市の産業（大分類）別事業所数の割合  
(令和 3 年（2021 年）6 月 27 日現在)

資料：令和 3 年経済センサス - 活動調査

## 2) 従業員数

事業所数は卸売業、小売業が最も多いのに対し、従業員数は図 3-13 のとおり製造業が最も多い 21.4%を占めています。

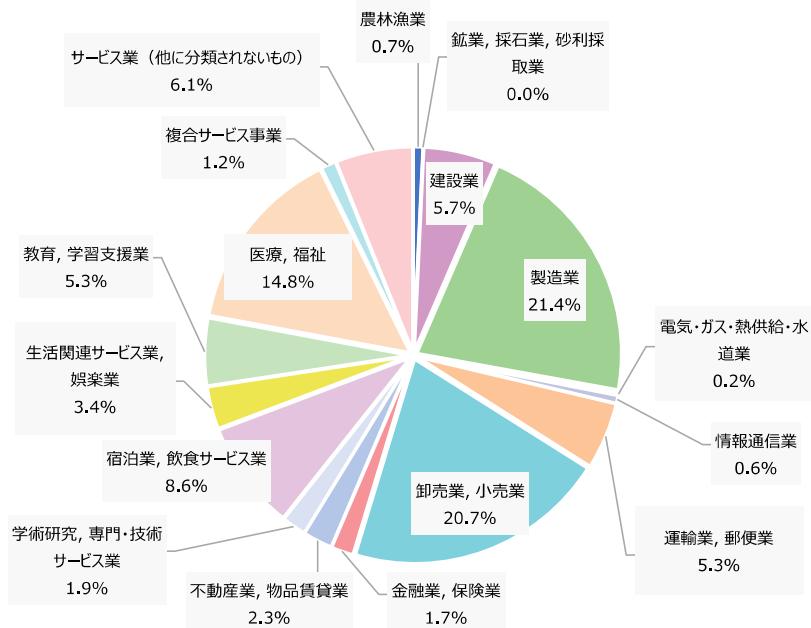
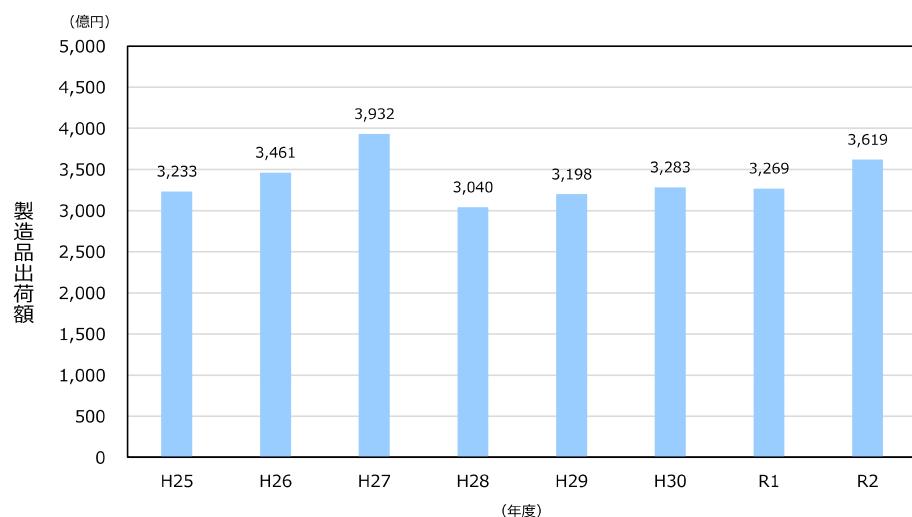


図 3-13 本庄市の産業（大分類）別従業者数の割合  
(令和 3 年 (2021 年) 6 月 27 日現在)

資料：令和 3 年経済センサス - 活動調査

## 3) 製造品出荷額

本市の製造業全体としての製造品出荷額は、図 3-14 のとおり平成 27 年度（2015 年度）にかけて増加傾向にありましたが、平成 28 年度（2016 年度）に大きく減少し、平成 29 年度（2017 年度）からは増加傾向にあります。



※平成 29 年度（2017 年度）調査より調査方法を変更

図 3-14 製造業の製造品出荷額の推移

資料：工業統計調査、令和 3 年経済センサス - 活動調査

#### (4) 交通

図 3-15 のとおり、本市における登録自動車数は増加傾向にあり、令和 4 年度（2022 年度）は平成 25 年度（2013 年度）からの 10 年間で、9.2% 増加しています。

本市における公共交通機関の利用者数は令和元年度（2019 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による行動制限等により大きく減少しましたが、行動制限等の緩和に伴い、令和 3 年度（2021 年度）以降は回復傾向にあります。

図 3-16 のとおり、本市における鉄道利用者数は、本庄駅においては平成 27 年度（2015 年度）を境にして減少傾向にある一方で、児玉駅と本庄早稲田駅においては令和元年度（2019 年度）まで横ばいで推移しており、その後、令和 2 年度（2020 年度）には各駅で大きく減少しましたが、令和 3 年度（2021 年度）以降は回復傾向にあります。

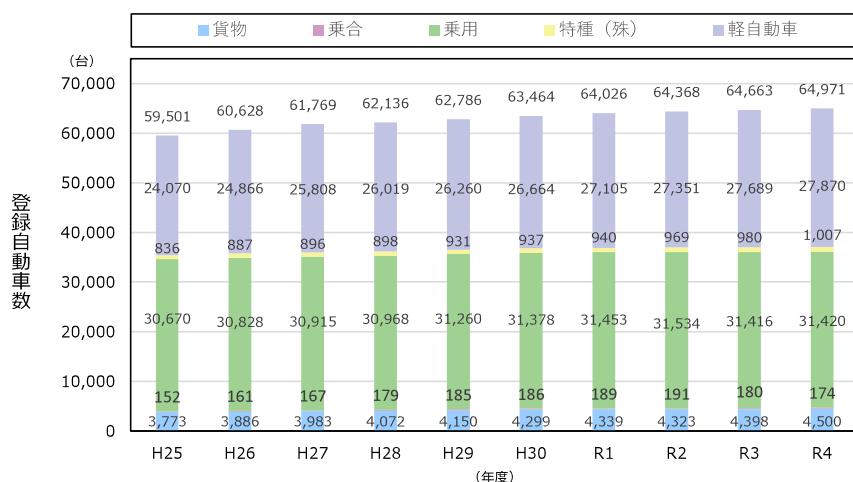
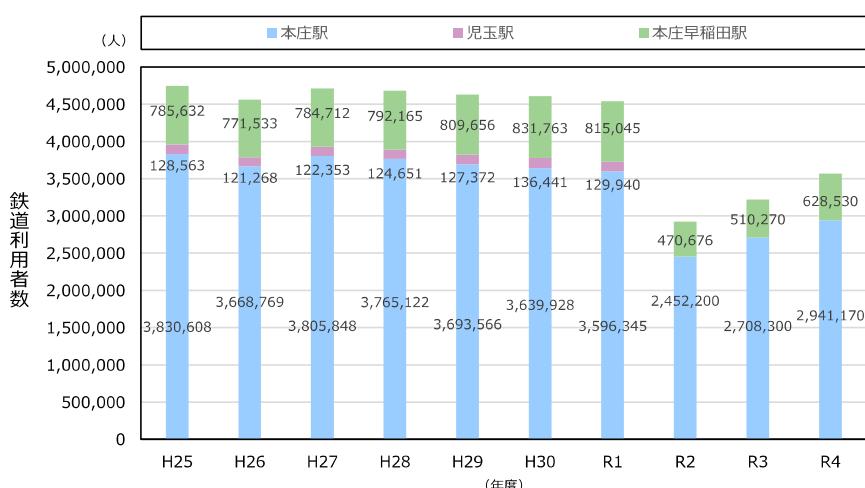


図 3-15 本庄市の登録自動車数の推移

資料：関東運輸局 市区町村別自動車保有車両数、(一社)全国軽自動車協会連合会 市区町村別軽自動車車両数



※令和元年度（2019 年度）以降は、1 日平均での統計値のため、「1 日平均利用者数 × 365」にて算出

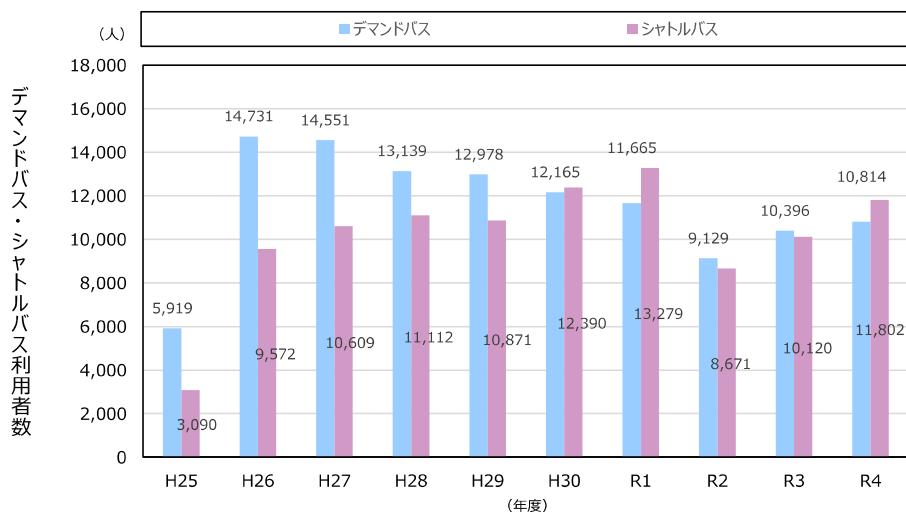
※児玉駅は令和 3 年（2021 年）3 月 13 日から駅員無配属駅のため、令和 2 年度（2020 年度）以降公表データなし

図 3-16 本庄市の鉄道利用者数の推移

資料：東日本旅客鉄道（株）

デマンドバス（はにぽん号及びもといずみ号）の利用者数は、図 3-17 のとおり、平成 26 年度（2014 年度）を境にして減少傾向にありましたが、令和 3 年度（2021 年度）以降は増加傾向に転じています。シャトルバスの利用者数は、令和元年度（2019 年度）まで増加傾向でしたが、令和 2 年度（2020 年度）に大きく減少し、令和 3 年度（2021 年度）以降は増加傾向に転じています。

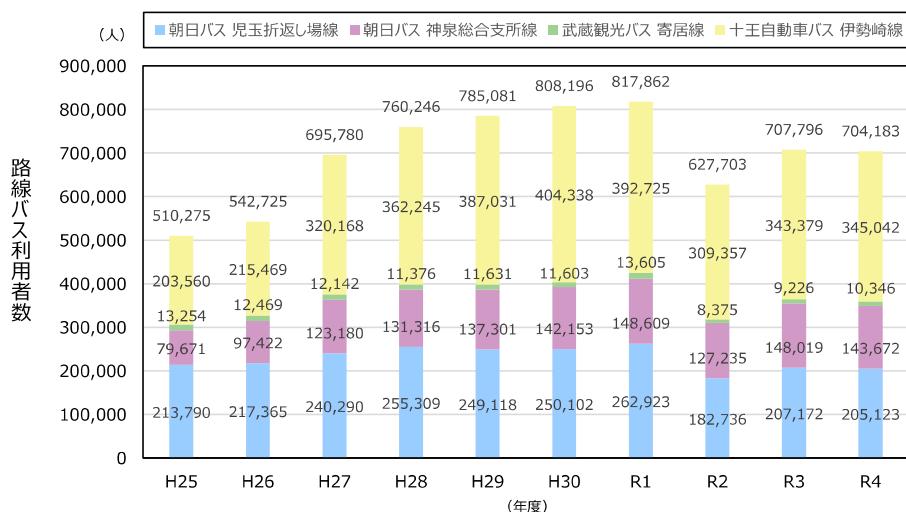
また、図 3-18 に示すとおり、各路線バスの利用者数は、令和元年度（2019 年度）まで増加傾向でしたが、令和 2 年度（2020 年度）に大きく減少し、令和 3 年度（2021 年度）には回復傾向にあります。



※年度の期間はすべて「前年 10 月～該当年 9 月」を示す

図 3-17 本庄市のデマンドバス利用者数の推移

資料：本庄市はにぽん号・もといずみ号の利用状況



※端数処理により、各路線の利用者数と路線バスの合計が一致しない場合がある

図 3-18 本庄市の路線バス利用者数の推移

資料：本庄市地域公共交通計画

## (5) 廃棄物

本市における一般廃棄物の焼却量は、図 3-19 のとおり平成 29 年度（2017 年度）にかけて減少傾向にあったものの、平成 30 年度（2018 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけて増加に転じ、以降再度減少傾向にあります。

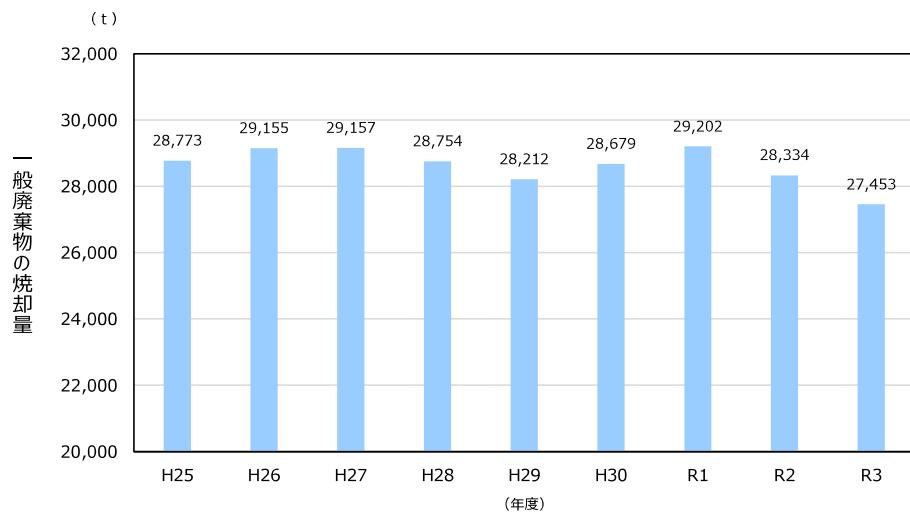


図 3-19 本庄市における一般廃棄物の焼却量の推移

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査

廃プラスチックの組成率（焼却ごみに含まれる廃プラスチックの割合）は表 3-1 のとおり、埼玉県平均と比較して、少ない状況です。

表 3-1 本庄市における廃プラスチックの組成率

|           |                   | 組成率   |
|-----------|-------------------|-------|
| 本庄市       | 令和 5 年（2023 年）5 月 | 23.3% |
|           | 令和 5 年（2023 年）7 月 | 18.3% |
| 埼玉県<br>平均 | 令和 3 年（2021 年）    | 24.0% |

資料：（本庄市）組成調査結果、（県）一般廃棄物処理事業の概況～令和 3 年度実績～

## 第4章 地球温暖化に関する本庄市の現状と課題

### 本庄市の温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガス排出量の傾向

本市における温室効果ガス排出量は、平成 27 年度（2015 年度）まで横ばいの傾向にありました。その後は減少傾向にあります。令和 2 年度（2020 年度）における排出量は、平成 25 年度（2013 年度）と比較して 20.5% 削減となりました。

また、令和 2 年度（2020 年度）において、温室効果ガスのうちエネルギー起源 CO<sub>2</sub> が全体の 97.0% を占めており、未だ高い水準となっています。

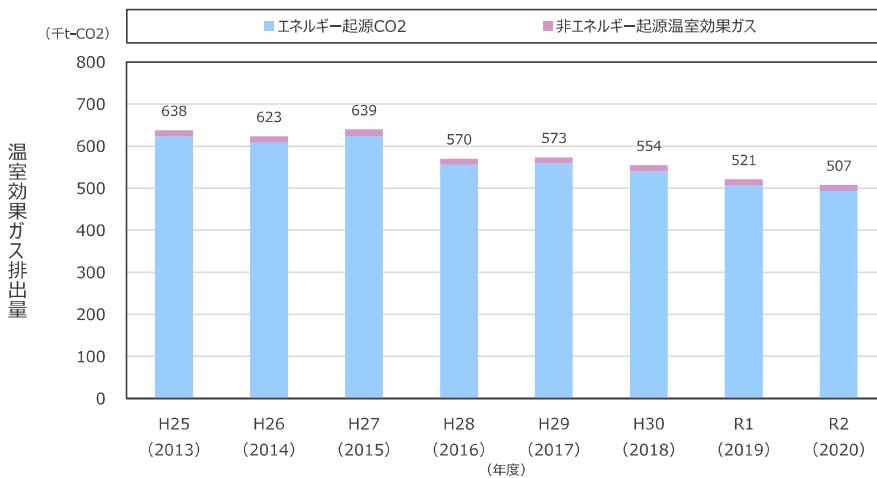


図 4-1 温室効果ガス排出量の推移

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

表 4-1 温室効果ガス・部門別の排出量 (千 t-CO<sub>2</sub>)

| 温室効果ガス   | 部門        | 平成 25 年度<br>(2013 年度)<br>排出量 | 令和 2 年度 (2020 年度) |                  |                  |
|--|-----------|------------------------------|-------------------|------------------|------------------|
|  |           |                              | 排出量               | 増減量<br>(H25 年度比) | 増減率<br>(H25 年度比) |
| エネルギー起源CO <sub>2</sub>                                     | 産業部門      | 200.2                        | 173.6             | ▲ 26.7           | -13.3%           |
|  | 家庭部門      | 116.0                        | 82.0              | ▲ 34.0           | -29.3%           |
|  | 業務その他部門   | 154.1                        | 107.8             | ▲ 46.3           | -30.1%           |
|  | 運輸部門      | 146.9                        | 124.3             | ▲ 22.6           | -15.4%           |
|  | 鉄道        | 5.8                          | 4.5               | ▲ 1.2            | -21.5%           |
|  | 計         | 623.0                        | 492.3             | ▲ 130.7          | -21.0%           |
| 非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O | 農業 (水田のみ) | 2.3                          | 2.1               | ▲ 0.2            | -6.7%            |
|  | 廃棄物部門     | 一般廃棄物の焼却                     | 11.3              | 11.7             | 0.4              |
|  |           | 生活・商業排水の処理                   | 1.0               | 1.0              | ▲ 0.0            |
|  | 計         | 14.6                         | 14.8              | 0.2              | 1.3%             |
| 合計   |           | 637.6                        | 507.0             | ▲ 130.6          | -20.5%           |

※小数点以下の計算によって表の合計値が一致しない場合があります

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

## 【参考】埼玉県の温室効果ガス排出量の傾向

令和2年度（2020年度）の温室効果ガス総排出量は、3,904万t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）と比較して16.9%減少している状況です。主に二酸化炭素が減少しており、特に業務その他部門において減少率が大きい結果となりました。

表 4-2 各温室効果ガスの排出量(基準年度及び前年度との比較)

|                  | 2013<br>(基準年度)               | 2019                         | 2020                         |                          |             |                     |
|------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------|---------------------|
|                  | 排出量<br>(万t-CO <sub>2</sub> ) | 排出量<br>(万t-CO <sub>2</sub> ) | 排出量<br>(万t-CO <sub>2</sub> ) | 増減量(万t-CO <sub>2</sub> ) | 増減率         |                     |
|                  | 2013比                        | 2019比                        | 2013比                        | 2019比                    |             |                     |
| <b>二酸化炭素</b>     | <b>4,441</b>                 | <b>3,625</b>                 | <b>3,561</b>                 | △ 880                    | △ 64        | -19.8% -1.8%        |
| 産業部門             | 998                          | 786                          | 789                          | △ 209                    | 2           | -21.0% 0.3%         |
| 業務その他部門          | 1,022                        | 786                          | 731                          | △ 291                    | △ 55        | -28.5% -7.0%        |
| 家庭部門             | 1,116                        | 814                          | 882                          | △ 234                    | 68          | -20.9% 8.4%         |
| 運輸部門             | 966                          | 894                          | 822                          | △ 144                    | △ 72        | -14.9% -8.1%        |
| 廃棄物              | 89                           | 111                          | 112                          | 24                       | 2           | 27.1% 1.4%          |
| 工業プロセス           | 251                          | 234                          | 225                          | △ 26                     | △ 9         | -10.3% -3.9%        |
| <b>その他温室効果ガス</b> | <b>256</b>                   | <b>328</b>                   | <b>343</b>                   | <b>87</b>                | <b>14</b>   | <b>33.8% 4.4%</b>   |
| メタン              | 32                           | 28                           | 27                           | △ 5                      | △ 1         | -16.2% -3.2%        |
| 一酸化二窒素           | 54                           | 45                           | 51                           | △ 3                      | 6           | -5.4% 12.9%         |
| ハロゲンオカラーボン類      | 151                          | 234                          | 243                          | 92                       | 9           | 61.2% 3.9%          |
| バーフルオカラーボン類      | 13                           | 14                           | 14                           | 1                        | 0           | 11.5% 0.9%          |
| 六つ化硫黄            | 0.5                          | 1.0                          | 1.2                          | 0.6                      | 0.1         | 120.3% 12.8%        |
| 三つ化窒素            | 5.61                         | 5.69                         | 5.91                         | 0.30                     | 0.22        | 5.3% 3.8%           |
| <b>合計</b>        | <b>4,697</b>                 | <b>3,953</b>                 | <b>3,904</b>                 | <b>△ 794</b>             | <b>△ 50</b> | <b>-16.9% -1.3%</b> |

※ 四捨五入により、合計が合わない箇所があります。

資料：埼玉県 温室効果ガス排出量の推移

## （2）部門別の排出傾向

温室効果ガスの部門別の排出量は、産業部門が34%を占めており、埼玉県全体の部門別の割合と比較して、大きくなっています。

これは、児玉工業団地やいまい台産業団地を代表とする工業が盛んな本市の産業特性を反映していると考えられます。

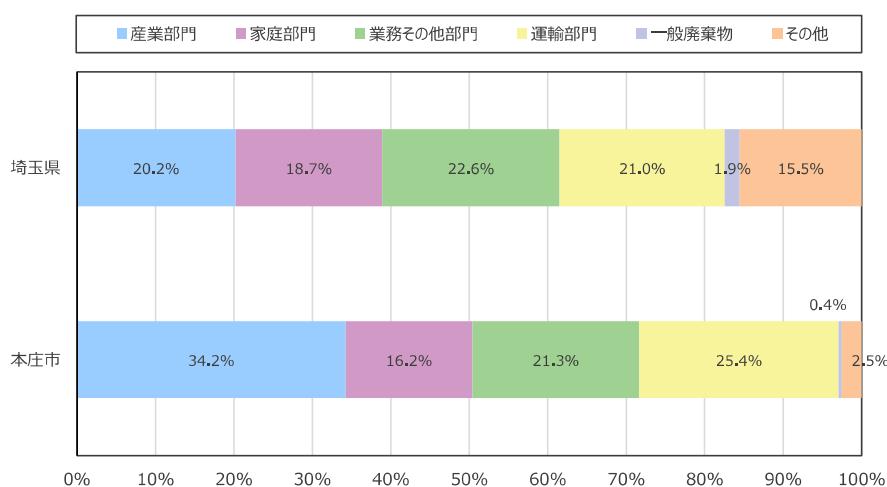


図 4-2 部門別の温室効果ガス排出量の割合（令和2年度（2020年度））

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

## 部門別の二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、令和2年度（2020年度）に492千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度（2013年度）の623千t-CO<sub>2</sub>から21.0%削減しました。全体の排出傾向は主に産業部門の影響を受けています。表4-1に示すとおり、令和2年度（2020年度）における部門別の二酸化炭素排出量は、平成25年度（2013年度）と比較してすべての部門で減少しており、特に業務その他部門や家庭部門で削減率が大きく約30%削減しています。

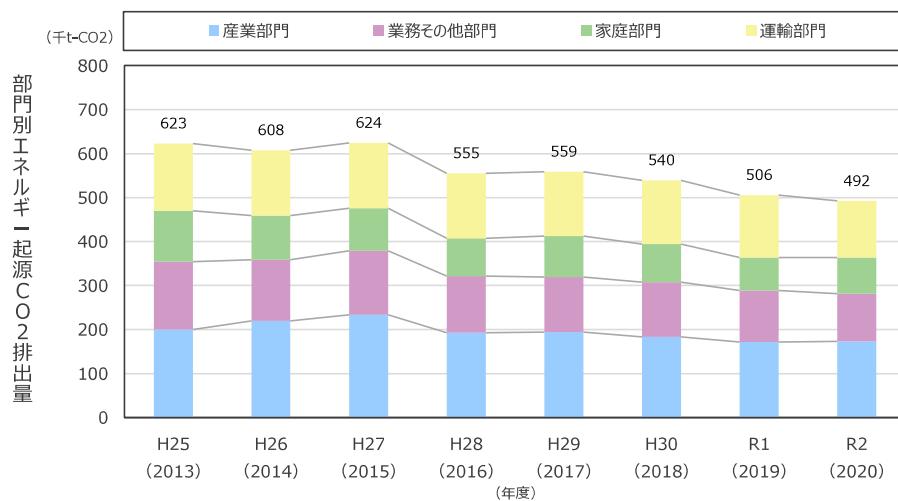


図 4-3 部門別の二酸化炭素排出量の推移

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

## (1) 産業部門

産業部門における温室効果ガス排出量は、図 4-4 のとおり令和 2 年度（2020 年度）が 174 千 t-CO<sub>2</sub> で、平成 25 年度（2013 年度）の 200 千 t-CO<sub>2</sub> から 13.3% 削減しました。

なお、図 4-5 のとおり令和 2 年度（2020 年度）における産業部門の温室効果ガス排出量のうち 85% は製造業からのものです。温室効果ガス排出量は、図 4-6 に示す製造品出荷額の増減と同様の傾向であり、市内の事業活動に連動しています。

また、図 4-7 のとおり製造品出荷額あたりの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量ともに減少傾向にあり、事業活動における省エネルギー対策等のエネルギー使用の効率化が図られていると考えられます。

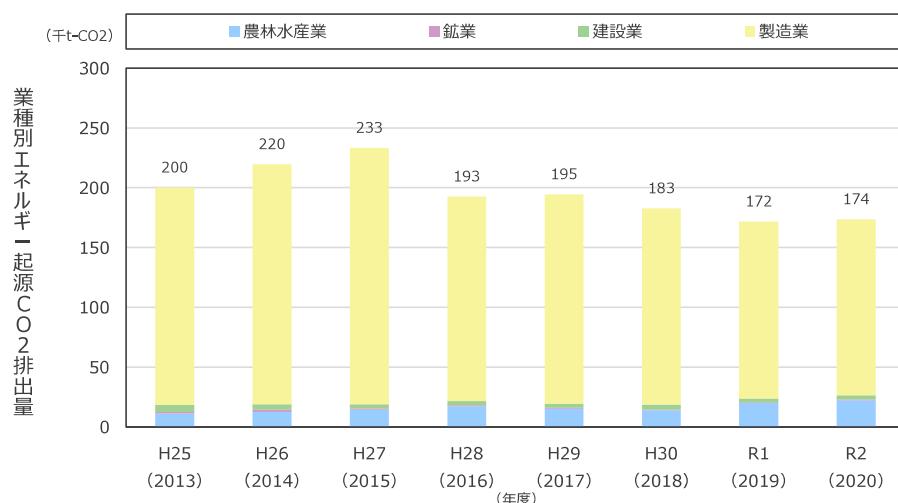


図 4-4 業種別エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量  
(製造業、農林水産業、鉱業、建設業)

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

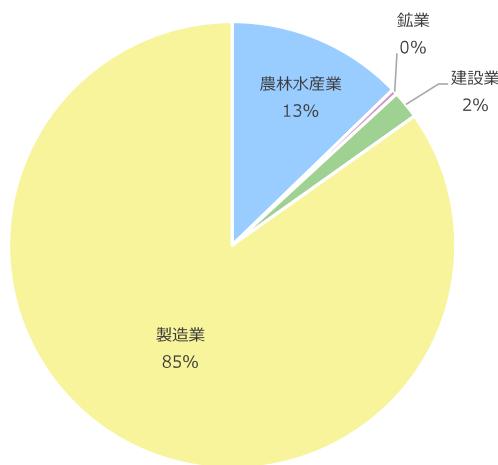


図 4-5 令和 2 年度（2020 年度）業種別エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量  
(製造業、農林水産業、鉱業、建設業)

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

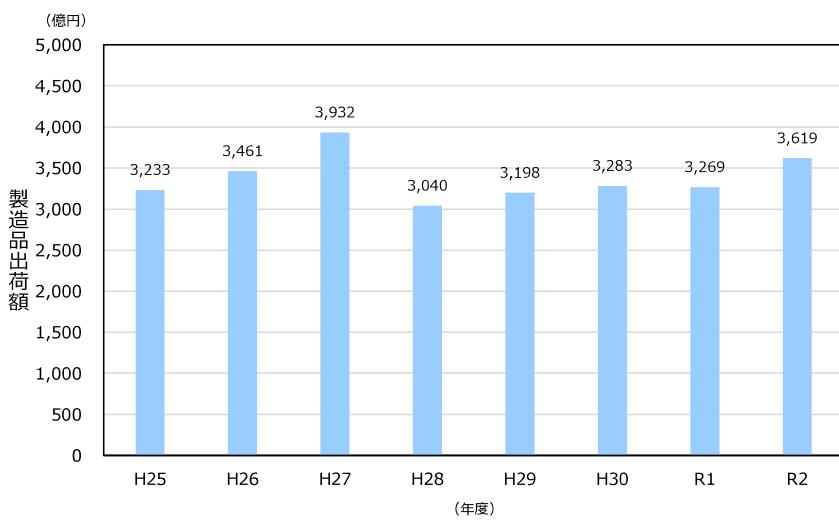
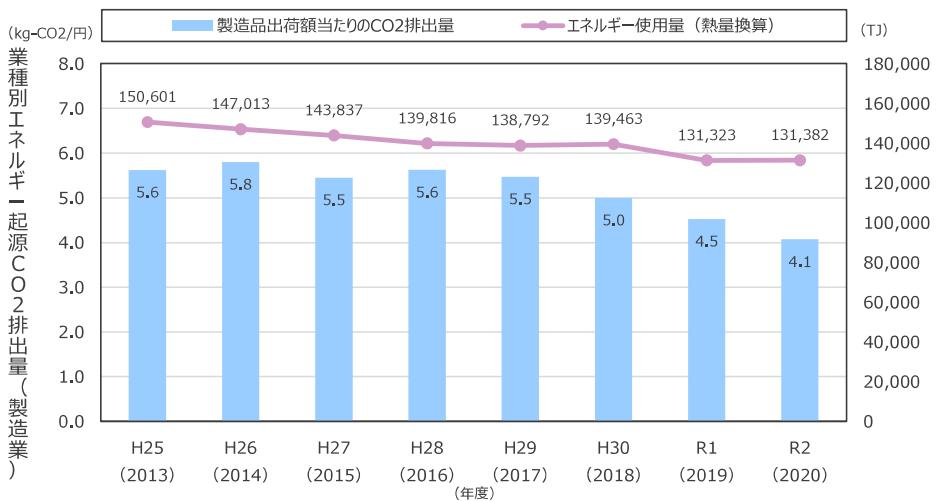


図 4-6 製造品出荷額の推移

資料：工業統計調査、令和3年経済センサス－活動調査



※エネルギー使用量（熱量換算）は埼玉県全体の数値

図 4-7 製造品出荷額あたりの二酸化炭素排出量とエネルギー使用量の推移

資料：エネルギー消費統計（埼玉県）、経済産業省 工業統計調査

## (2) 家庭部門

家庭から排出される温室効果ガス排出量は、令和2年度（2020年度）が82千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度（2013年度）の116千t-CO<sub>2</sub>から29.3%削減しました。世帯数が増加している一方で、世帯あたりの二酸化炭素排出量は減少しています。これは、家庭におけるエネルギー使用量の低減と電力の排出係数の低減が要因として考えられます。

世帯数は増加傾向にありますが、人口及び世帯あたり人口は年々減少傾向にあります。一方、世帯あたりの人数が少なくなるほど1人あたりの温室効果ガス排出量は大きくなる傾向があり、本市において世帯あたり人口は減少していることから影響が懸念されます。

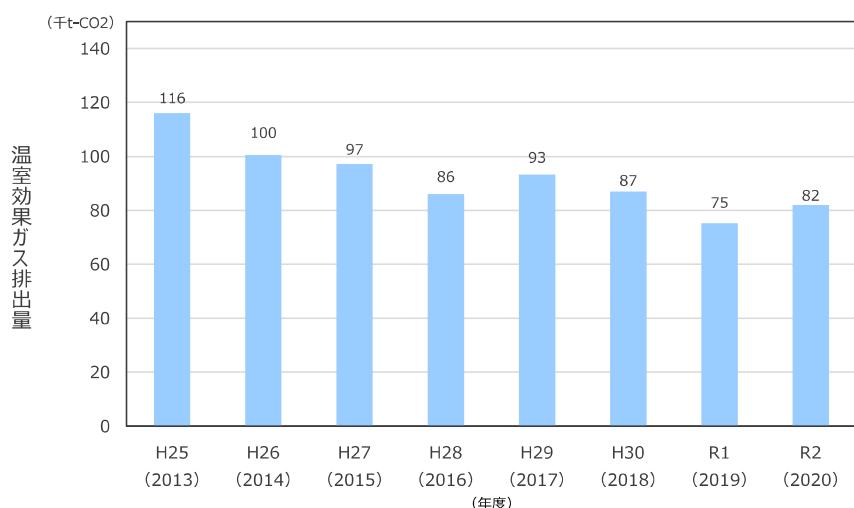


図 4-8 民生家庭部門の温室効果ガス排出量の推移

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

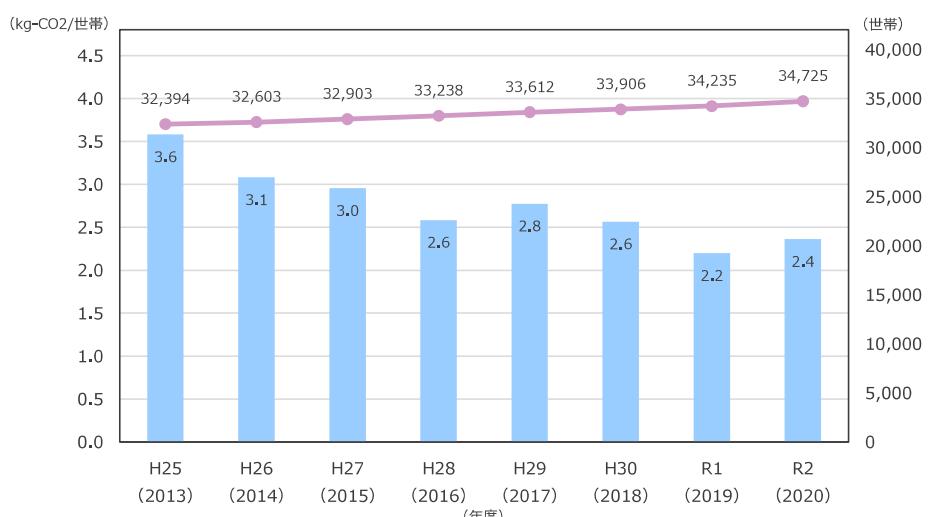


図 4-9 本庄市の世帯数と1世帯あたりの二酸化炭素排出量の推移

資料：本庄市統計情報（本庄市の人口）

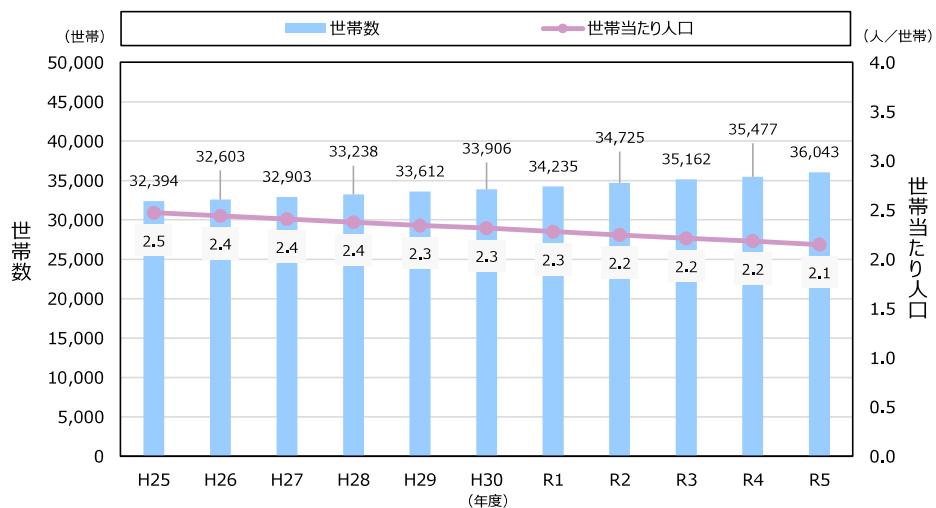


図 4-10 本庄市の世帯数及び世帯あたり人口の推移

資料：本庄市統計情報（本庄市の人口）

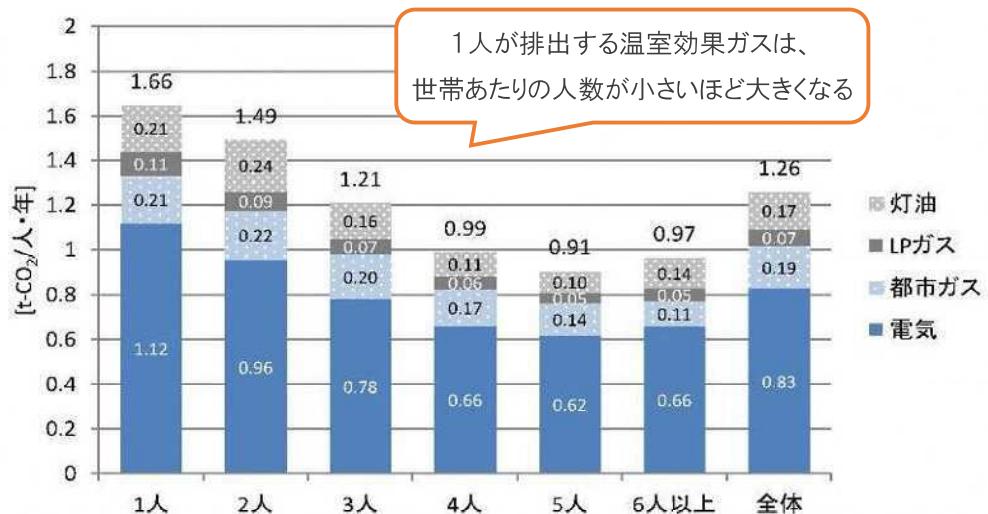


図 4-11 世帯人数別 1人あたりの年間二酸化炭素排出量

資料：環境省 令和2年度家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査結果の概要（速報値）

### (3) 業務その他部門

業務その他部門は、卸売・小売業からその他のサービスまで、幅広い業種の事業活動に伴って排出される温室効果ガスが対象です。令和2年度（2020年度）の温室効果ガス排出量は108千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度（2013年度）の154千t-CO<sub>2</sub>から約30%削減しました。

これは、事業所におけるエネルギー使用量の低減が一つの要因として考えられます。

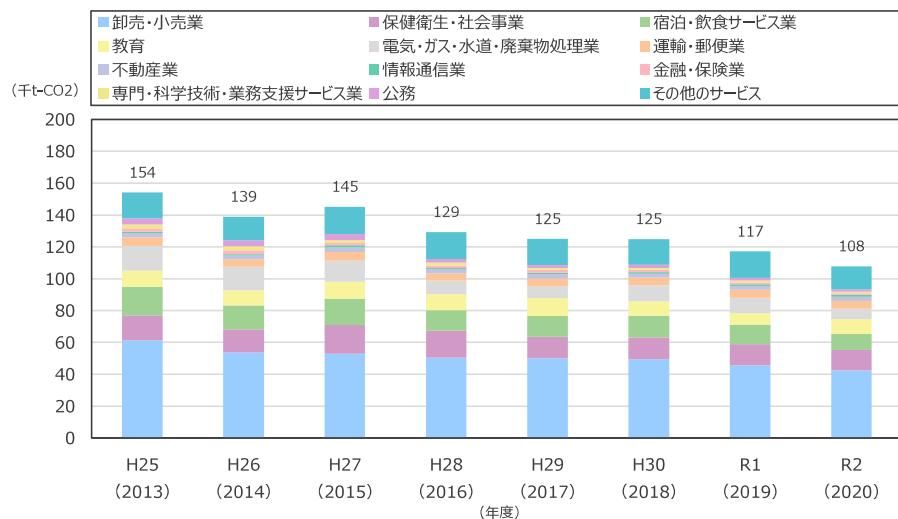


図 4-12 業種別エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量  
(電気・ガス・水道・廃棄物処理業～その他のサービス)

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

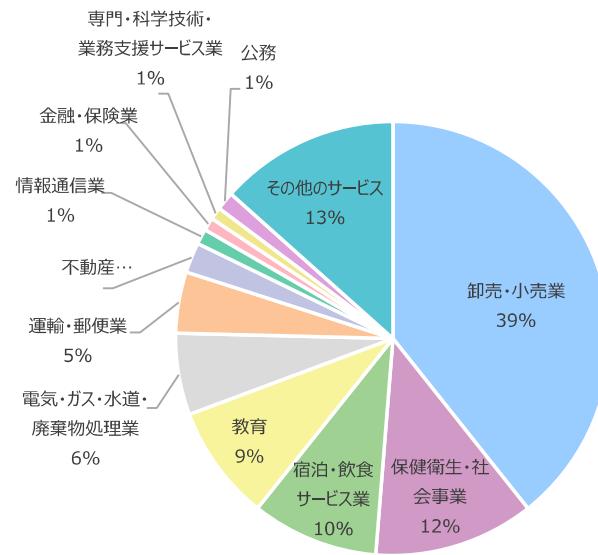
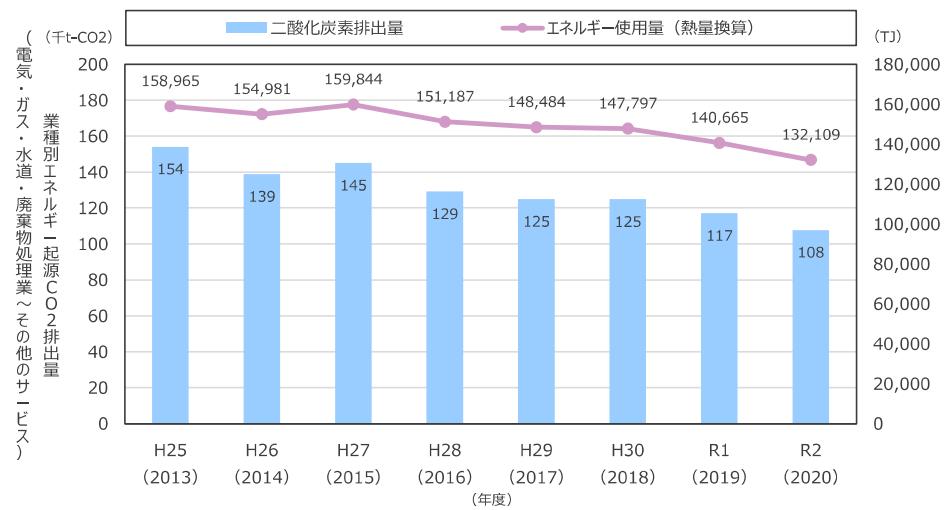


図 4-13 令和2年度（2020年度）業種別エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量  
(電気・ガス・水道・廃棄物処理業～その他のサービス)

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果



※エネルギー使用量（熱量換算）は埼玉県全体の数値

図 4-14 業種別エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量とエネルギー使用量の推移

資料：エネルギー消費統計（埼玉県）

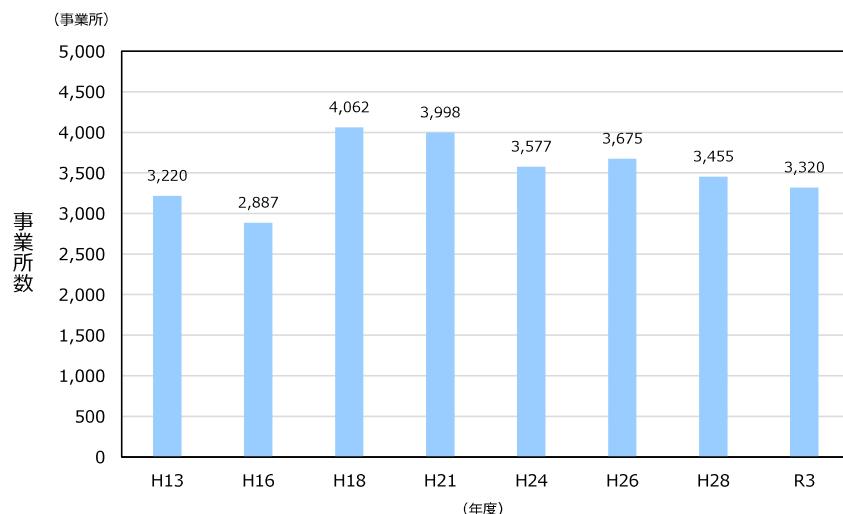


図 4-15 事業所数の推移

資料：令和3年経済センサス－活動調査

#### (4) 運輸部門

運輸部門の温室効果ガス排出量は、令和2年度（2020年度）が129千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度（2013年度）の153千t-CO<sub>2</sub>から15.6%削減しました。

運輸部門の排出量の多くを自動車走行による排出量が占めています。

自動車保有台数が増加している一方で、温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、自動車の燃費改善や電気自動車等の次世代自動車の普及により、1台あたり・走行距離あたりの温室効果ガス排出量が減少していると考えられます。

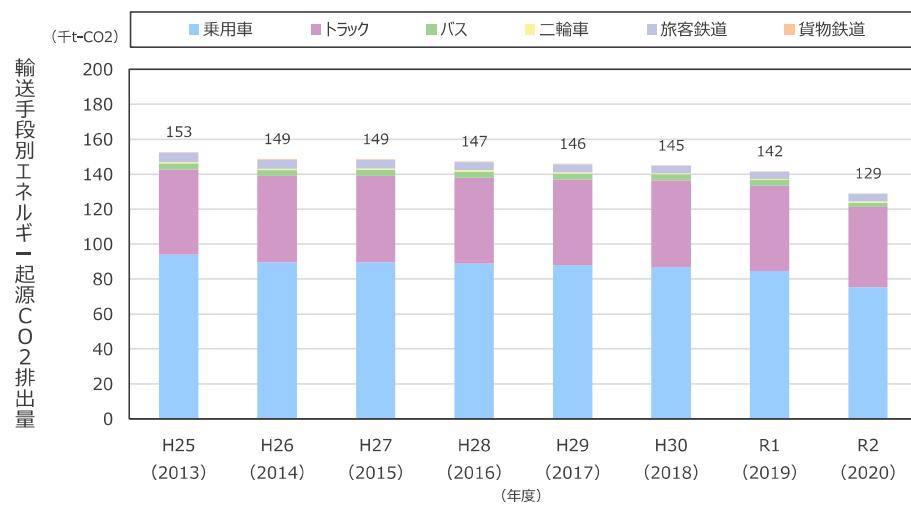


図 4-16 輸送手段別エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

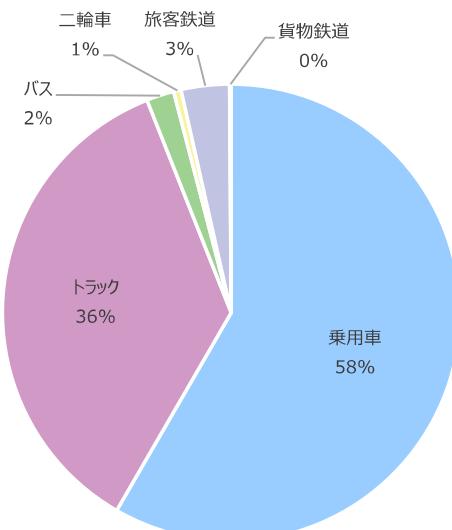


図 4-17 輸送手段別エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

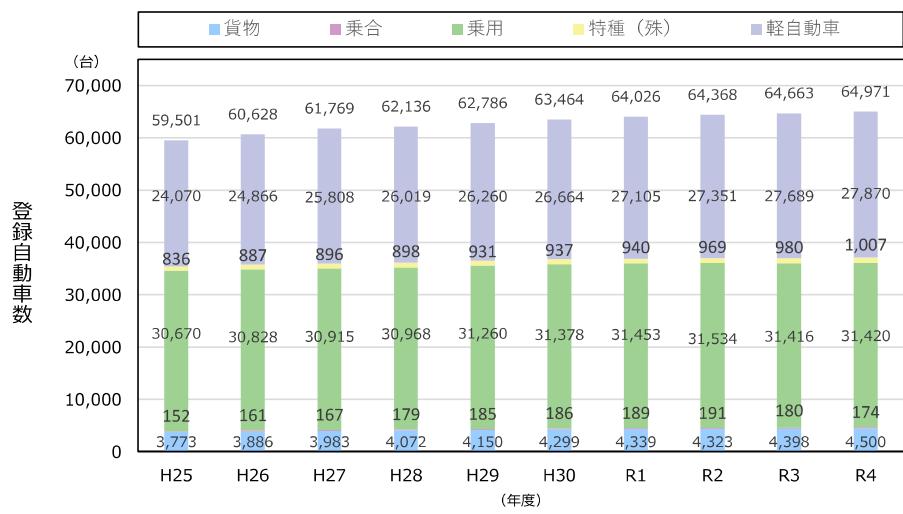


図 4-18 登録自動車数の推移

資料：関東運輸局 市区町村別自動車保有車両数、(一社)全国軽自動車協会連合会 市区町村別軽自動車車両数

## (5) 廃棄物部門

廃棄物部門のうち一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は、令和2年度（2020年度）が12千t-CO<sub>2</sub>で、平成25年度（2013年度）からほぼ横ばいで推移しています。

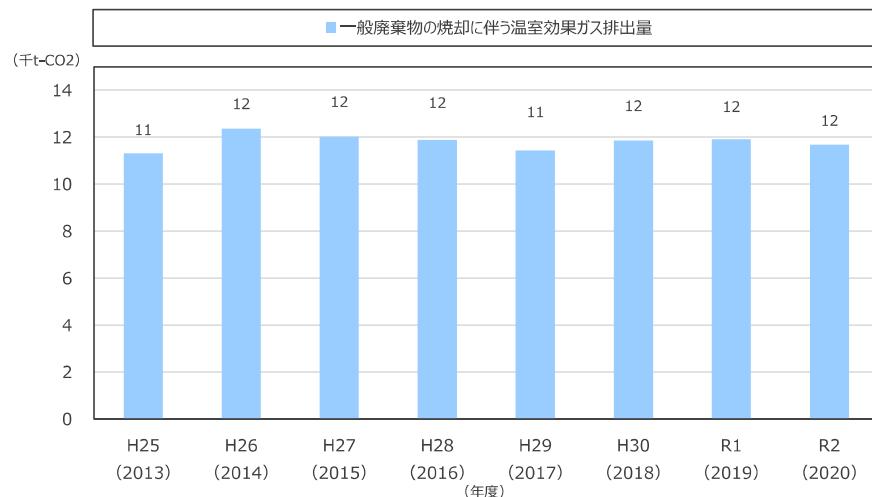


図 4-19 廃棄物部門の温室効果ガス排出量の推移

資料：埼玉県 県内市町村温室効果ガス排出量算定結果

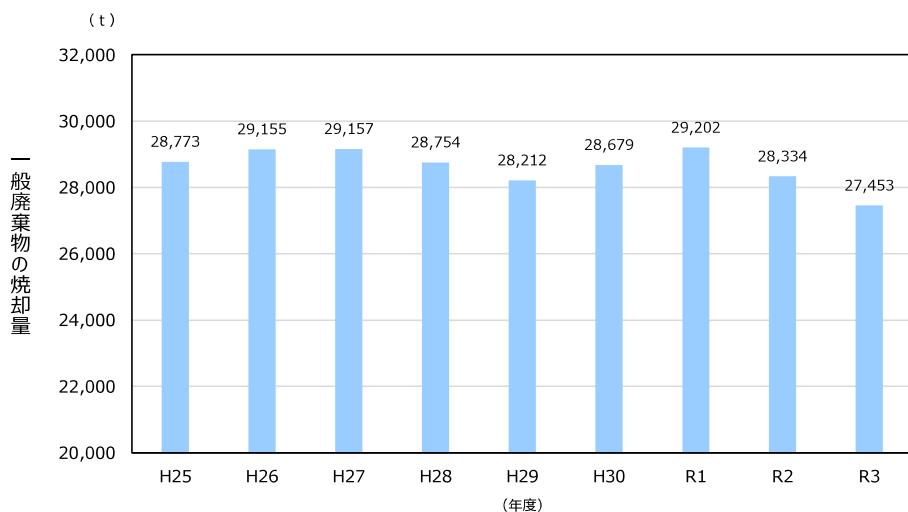


図 4-20 本庄市における一般廃棄物の焼却量の推移

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査

## 再生可能エネルギーの導入実績

本市において、固定価格買取制度（Fit）を活用した再生可能エネルギーの導入量は、令和3年度（2021年度）において、設備容量が83,451kW（累計）で、発電量は116,180MWhでした。

設備容量の内訳として、太陽光発電が82,179kW（10kW以上：70,462kW、10kW未満：11,717kW）、バイオマス発電が1,272kWです。

市内の電力消費量に対する、再生可能エネルギーによる発電量が占める割合は、令和3年度（2021年度）において19.8%に相当します。

※kW：キロワット、MWh：メガワット時



図 4-21 再生可能エネルギー種別ごとの導入容量（累積）

資料：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト



図 4-22 再生可能エネルギー種別ごとの発電量と消費電力に対する割合

資料：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

## 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本市における再生可能エネルギー（電力）の導入ポтенシャルは、948,791MWhで、市内の令和3年度（2021年度）の電力消費量（585,502MWh）に対して162%と上回っています。

電力の導入ポтенシャルの中では太陽光発電が最も大きく、最大限に太陽光発電を導入した場合、市内の電力消費量を賄うことができる結果となりました。

風力発電は導入ポтенシャルはあるものの、年平均風速5.5m/s以上であることが望まれており、本市の風況はこれを下回ることから、現状有効な方法ではないと考えられます。また、中小水力発電及び地熱発電についても導入ポтенシャルは小さい結果となりました。

表 4-3 再生可能エネルギーの導入ポтенシャル（電力）

|                 |       | 導入ポтенシャル |    |               |
|-----------------|-------|-----------|----|---------------|
|                 |       | 発電容量      |    | 発電量           |
| 太陽光*            | 建物系   | 372       | MW | 530,066       |
|                 | 土地系   | 291       |    | 411,636       |
|                 | 合計    | 663       |    | 941,702       |
| 風力              | 陸上風力  | 4         |    | 6,482         |
| 中小水力            | 河川部   | 0         |    | 0             |
|                 | 農業用水路 | 0.1       |    | 607           |
|                 | 合計    | 0.1       |    | 607           |
| 地熱              | 合計    | 0         |    | 0             |
| 再生可能エネルギー（電力）合計 |       | 667       | MW | 948,791 MWh/年 |

\*GIS情報に基づく設置可能面積に対して単位面積当たりの設置容量(kW/m<sup>2</sup>)を乗じて算出した理論上の数値であり、屋根の形状や構造、土地の状況等を考慮した数値ではありません

※MW：メガワット

資料：環境省 自治体再エネ情報カルテ

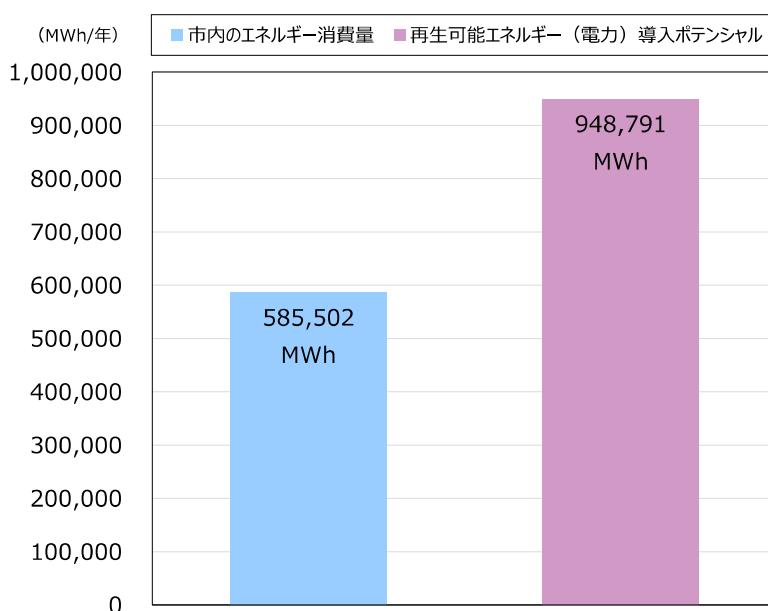


図 4-23 市内のエネルギー消費量、再生可能エネルギー（電力）導入ポтенシャル

資料：自治体排出量カルテ

本市における再生可能エネルギー（熱量）の導入ポテンシャルは、3,703,107GJ/年です。  
熱は主に、製造業等において動力源となる蒸気供給に使用されており、太陽熱や地中熱の利用は困難ですが、家庭における給湯や冷暖房において利用が期待できると考えられます。

※GJ：ギガジュール

表 4-4 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル（熱量）

|                 | 導入ポтенシャル   |      |
|-----------------|-------------|------|
|                 | 熱量          |      |
| 太陽熱             | 250,069.4   | GJ/年 |
| 地中熱             | 3,453,038.4 | GJ/年 |
| 再生可能エネルギー（熱量）合計 | 3,703,107.8 | GJ/年 |

資料：環境省 自治体再エネ情報カルテ

## 本庄市の地球温暖化に関する課題

本市の地域特性や温室効果ガス排出状況を基に、本市における地球温暖化に関する課題を整理します。

### (1) 産業部門

産業部門の温室効果ガス排出量は製造品出荷額の増減と連動している一方、製造品出荷額あたりの温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量は減少傾向であり、事業活動におけるエネルギー使用の効率化の進展が伺えます。

省エネルギー対策を継続しつつも、今後は次世代エネルギーの導入を促進することによって温室効果ガス排出量を削減していくことが求められます。併せて、ゼロカーボンシティの実現に向けた技術研究及び開発、そのような技術を活かした産業の創造と拡大が求められます。

### (2) 家庭部門

家庭から排出される温室効果ガスの量は、増減を繰り返しつつも平成 25 年度（2013 年度）と令和 2 年度（2020 年度）を比べると減少しています。本市の人口と世帯あたり人口は減少傾向にある一方、世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人口が減少するほど、一人あたりの温室効果ガス排出量は増加する傾向があることから、各世帯での温室効果ガス排出量削減のための取組が重要です。

各世帯における COOL CHOICE 等省エネルギー行動や住宅の断熱化等省エネルギー化を促進するとともに、戸建て住宅における太陽光発電設備設置をはじめとした次世代エネルギーの導入を図ることが求められます。

### (3) 業務その他部門

市内の事業所数は卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の順に多い状況となっていますが、卸売・小売業をはじめとした事業活動から排出される温室効果ガスは、事業所数の減少や各事業所のエネルギー使用の効率化等を背景に減少傾向となっています。

各事業所における COOL CHOICE 等省エネルギー行動の取組を継続的に行い、より広範に展開していくことでさらなるエネルギー使用の効率化を図るとともに、再生可能エネルギー電力の選択等次世代エネルギーの利用が求められます。

### (4) 運輸部門

自動車や鉄道の利用により排出される温室効果ガスの量は、平成 25 年度（2013 年度）以降減少しています。本市における登録自動車台数が増加している一方、鉄道やデマンドバス、路線バスの利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度（2019 年度）と比べると利用者は減少しています。

今後も自動車利用の増加が見込まれることから、温室効果ガスを排出しない次世代自動車の普及や利用環境の整備、公共交通機関の利用者確保や近距離の場合における自転車利用や歩行移動の促進等、自動車から環境負荷の小さい移動手段への転換につながる対策が求められます。

## (5) 廃棄物部門

平成 25 年度（2013 年度）と令和 3 年度（2021 年度）を比べるとごみの焼却量は減少しているものの、温室効果ガス排出量はほぼ横ばいで推移しています。

これらのことから、継続的なごみの削減や資源ごみの分別を徹底するだけでなく、プラスチックを焼却処理せずにリサイクルするなどの新たな取組を通じて、主な原料である石油に含まれる炭素が二酸化炭素として大気中に放出されることを防ぐことが求められます。

## (6) 再生可能エネルギーの導入

本市における再生可能エネルギーの導入量は、設備容量、発電量ともに増加を続けていますが、市内の電力消費量に対する再生可能エネルギーによる発電量の割合は、令和元年度（2019 年度）以降高止まり傾向にあります。

本市は太陽光発電の導入ポテンシャルに恵まれていることから、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入を促進し、市内の電力消費量に対する再生可能エネルギーによる発電量を上昇させるだけではなく、山林等市内の自然環境や生活環境とのバランス、市内で生み出したエネルギーの市内での消費も同時に考慮することが求められます。

## 第5章 将来ビジョン

### 将来ビジョン

令和32年（2050年）にゼロカーボンシティを実現した本市の将来ビジョンを描きます。本市の将来ビジョンを市民・事業者・市が共有し、一体となって取組を進めていくことで、ゼロカーボンシティ達成に向けた機運を高めていきます。将来ビジョンは、市民生活に関する「暮らし」、事業者の生産活動に関する「産業」、本市全体のまちづくりに関する「まち」の大きく3つの観点で整理しますが、互いに関連する内容も含みます。

ゼロカーボンシティ実現に向け、次節に掲載する削減シナリオやロードマップで示す道筋に沿って取組を推進することで、将来ビジョンの実現を目指していきます。

#### 【将来ビジョンの全体像】

「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」では、緑豊かで自然に恵まれた環境にやさしいまちを次世代に引き継ぐために、ゼロカーボンシティ実現に挑戦することを宣言しています。

本市は太古の人々の生活が遺跡として残り、また、近世にかけて地域の中心として栄えた歴史を有しています。

また、明治以降も養蚕業によって栄え、近年は「本庄早稲田の杜」といった新たなまちができています。本市の長きにわたる歴史を通して築いてきたまちを、本市の偉人「塙保己一」が遺したことばである、「世のため、後のため」に倣い、継承していきます。

市民、事業者にはカーボンニュートラルの営みが定着しており、「世のため、後のため」になる行動が実践されています。また、各主体が立場の違いを超えて協力するとともに、自らの行動を通じて、「元気と笑顔あふれる人にも環境にもやさしいゼロカーボンシティ」が実現しています。



図 5-1 将来ビジョンの構成イメージ

## 【暮らし】

日々の暮らしの中に後世を想った温室効果ガスを排出しない行動が定着しているだけではなく、そのような行動の積み重ねの結果であるカーボンニュートラルな暮らしを支え、実現する家庭環境が整っています。そのような環境の中で、便利で快適な生活と温室効果ガス排出抑制が両立し、人にも環境にもやさしい暮らしが実現しています。

気候変動への対策としてその重要性を一人一人が認識するとともに、先進技術が広く普及することで、移動手段や消費活動、余暇の過ごし方にもカーボンニュートラルに資する行動が浸透しています。また家庭においては、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備や高効率給湯器が使用され、省エネリフォーム・断熱リフォームが行われています。新築の住宅については地域森林で生産された木材が利用されるとともに、省エネルギー設備と再生可能エネルギーが導入された ZEH が普及しています。さらには AI・IoT 技術を活用した効率的な生活スタイルが実現しており、カーボンニュートラルな暮らしを支える技術や環境が定着しています。

家庭における再生可能エネルギーの導入や楽しく省エネルギーの取組を行うことによって「暮らし」の将来ビジョンの実現を目指します。



図 5-2 「暮らし」のイメージ

資料：長期低炭素ビジョン（中央環境審議会地球環境部会）

## 【産業】

古くは鎌倉街道や中山道、現在では関越自動車道の本庄児玉インターチェンジや上越新幹線の本庄早稲田駅もあり、本市は交通の要衝としても機能しています。また、明治の近代化の過程で、木村九蔵が新たな蚕の飼育法を考案し、生涯をかけて養蚕業や蚕業教育の発展に尽力するなど、本市は革新を起こす気風も有しています。工業団地をはじめとしてカーボンニュートラルを志向する企業等の進出が進むとともに、脱炭素経営への転換が行われ、発展を続けています。脱炭素経営を行うことで企業価値が高まり、活力あふれる企業の成長が実現しています。

さらに、自社施設のカーボンニュートラルを行うだけではなく、産学官の連携を通じてカーボンニュートラル関連技術や、さらにその後の新たな時代に向けた技術革新を続けています。

また、まちなかの事業所においても、例えば、小売事業者・飲食事業者がプラスチックの代替品であるバイオプラスチック、紙製品を使用するといった、温室効果ガスを排出しない行動が、暮らしに身近なところで実践され、拡がりを見せています。

企業単独ではなく、カーボンニュートラルに取り組む先進的な事業者や中小事業所との勉強会等推進体制の構築を通じて、事業活動におけるカーボンニュートラルの取組を加速させ、「産業」の将来ビジョンの実現を目指します。



図 5-3 「産業」のイメージ

資料：資源エネルギー庁ホームページ

## 【まち】

かつて、江戸時代には、中山道最大の宿場町として、にぎわいをみせていました。それから約200年経った令和32年（2050年）においても、太陽光発電をはじめとした次世代エネルギー導入と緑豊かで自然に恵まれた環境が調和し、にぎわいと活気にあふれ、行きかう人々がみんな笑顔で過ごしています。

市内には、電気自動車をはじめとした次世代自動車が走行しているほか、MaaSを活用した利便性の高い移動手段や自動運転、電気自動車のカーシェアといった新たな技術やサービスの普及により、カーボンニュートラルに貢献する移動手段が充実しており、さまざまな選択肢が提供されています。

また、スーパーマーケットや商店街等のあらゆる場所に電気自動車充電設備が設置されているなど、移動方法だけではなく、快適な利用環境が整備されています。同時に、駅を中心としたまちなかや中山道沿い等は、居心地が良く人にやさしい、歩いてみたくなる空間としてにぎわいと活気にあふれています。また、停電時における各家庭や事業所の備えとして、電気自動車を蓄電池として活用することによって災害時における電源確保が可能な環境が整っており、安心安全に暮らせるまちが実現しています。

移動の脱炭素化や本市の豊かな自然環境の保全による二酸化炭素吸収源対策を通じて、「まち」の将来ビジョンの実現を目指します。



図 5-4 「まち」のイメージ

資料：国土交通省ホームページ

## 削減シナリオとロードマップ

ゼロカーボンシティの実現に向けて、中・長期目標や再生可能エネルギーの導入目標、指標の達成に必要な取組に関するシナリオとロードマップを設定します。

### 【削減シナリオ】

ゼロカーボンシティの実現に向けた中期目標・長期目標のシナリオを作成しました。

中期目標の達成については、市民・事業者に対する地球温暖化対策の取組意義や効果の普及啓発を通じて、各主体が一体となった省エネルギー活動を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むことで達成を目指します。

また、長期目標については、令和12年度（2030年度）以降の技術革新を背景に、最先端技術の導入やゼロカーボン産業の活性化等、地球温暖化対策の加速化を視野に入れて取組を進めます。

なお、削減シナリオ及びロードマップは、温室効果ガス排出量や中期目標の達成状況、社会情勢等を踏まえて、次期計画策定において更新を行います。

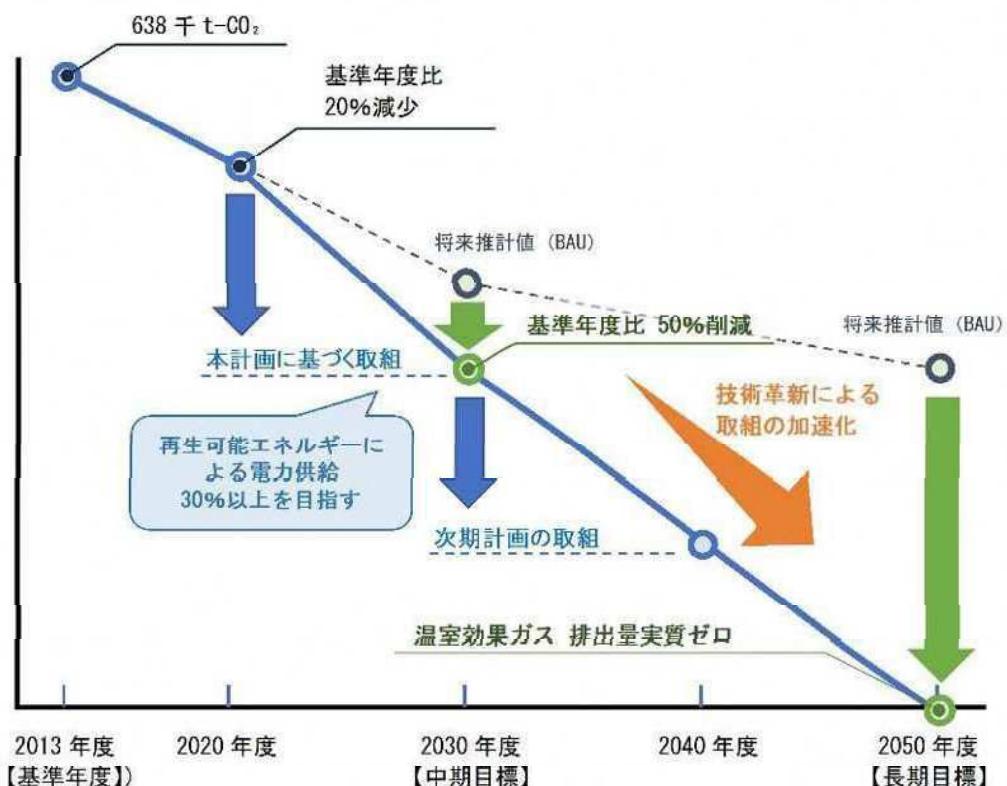


図 5-5 温室効果ガス排出量削減目標達成シナリオ

## 【ロードマップ】

ゼロカーボンシティ実現に向けた取組に関して、令和32年（2050年）までの本市のロードマップを作成しました。

|                       | 2030  | 2040   | 2050                               |
|-----------------------|---|--|------------------------------------|
| 再生可能エネルギー、次世代エネルギーの導入 | エネルギーミックスの検討<br>太陽光発電設備の導入拡大<br>水素に関する普及啓発、導入検討<br>市内の再生可能エネルギー電力の供給体制の構築 | 脱炭素なエネルギーの供給と選択の促進<br>市内の再生可能エネルギー電力の供給、地産地消<br>再生可能エネルギー電力・プランの選択               |                                    |
| 省エネルギーの取組             |   | ZEH・ZEB・ZEFの普及・定着<br>家庭・事業所における省エネルギー活動の推進<br>ゼロカーボンに資するデジタルインフラ、先進技術（AI、IoT）の普及 |                                    |
| 推進体制の構築               | ゼロカーボン教育の啓発・推進<br>事業者に対する普及啓発<br>中小事業所との勉強会、取組の拡大                         | 先行事業者との勉強会、事業創出<br>産学官の連携による本庄市版ゼロカーボン産業の研究<br>ゼロカーボン産業の誘致、地域産業振興                | 産学官の連携によるゼロカーボン技術の研究、新技術の開発        |
| 移動の脱炭素化               |   | 次世代自動車の普及促進、定着<br>充電設備の拡充<br>公共交通利用システムの検討（AI、MaaS）<br>ウォーカブル空間の創出               | 水素ステーションの拡充<br>社会実装                |
| 廃棄物処理における脱炭素化         |   |  | ごみの減量化（3Rの推進、食品ロス低減）、廃プラスチックのリサイクル |
| CO <sub>2</sub> 吸収源対策 | 森林等のCO <sub>2</sub> 吸収機能に関する普及啓発  |  | 森林・農地の保全、緑化の推進                     |

## 第6章 温室効果ガス排出量削減目標

### 削減目標

国の「地球温暖化対策計画」（令和3年（2021年）10月）等の方針及び埼玉県の方針を踏まえ、基準年度と目標年度を設定しました。

温室効果ガス排出量削減目標は中期目標、長期目標を設定することとし、下記の手法で算定しました。

表 6-1 目標年度と削減目標の考え方

| 目標年度                          | 削減目標の考え方   | 設定する削減目標                                   |
|-------------------------------|--|--|
| 基準年度<br>平成 25 年度<br>(2013 年度) | —  | —  |
| 中期目標<br>令和 12 年度<br>(2030 年度) | ・本市の将来人口推計や将来の電源構成※等の外的要因、さらに本計画の施策・具体的な取組に基づく対策効果の積み上げにより設定する | ・温室効果ガス総量削減目標<br>・部門別削減目標( $\text{CO}_2$ ) |
| 長期目標<br>令和 32 年<br>(2050 年)   | ・「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、二酸化炭素の実質排出量ゼロとする                         | ・温室効果ガス総量削減目標                              |

※「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（経済産業省）で示す電源構成における再生可能エネルギーの割合を参照

各主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むことで、市内の温室効果ガス排出量を中期目標として令和12年度（2030年度）で基準年度比50%削減、長期目標として令和32年（2050年）までに実質ゼロとすることを目指します。

【中期目標】令和12年度（2030年度）  
平成25年度（2013年度）比マイナス50%以上を目指します

【長期目標】令和32年（2050年）  
温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します

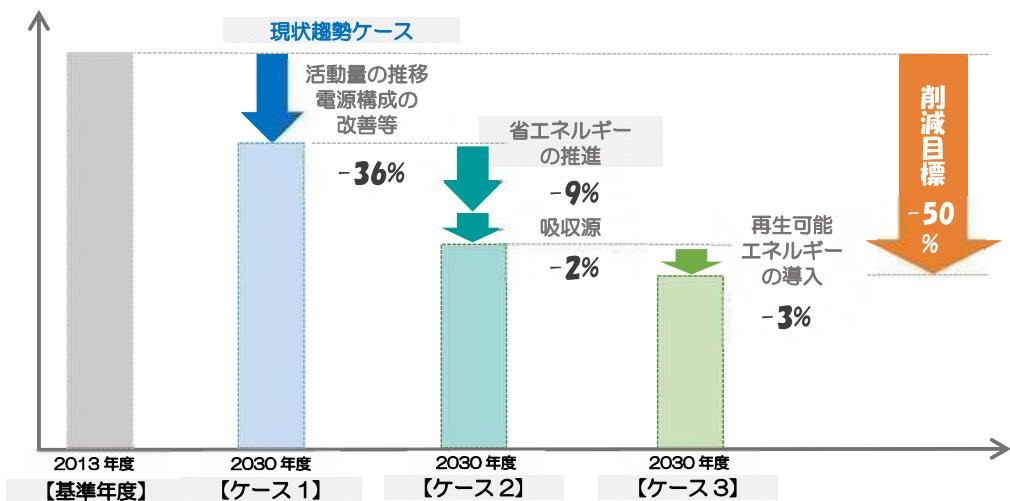


図 6-1 削減目標のイメージ

## 再生可能エネルギー導入量の目標

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、令和 12 年度（2030 年度）における再生可能エネルギーの使用量を、電力消費量※の 3 割以上とすることを目指します。

これは、令和 3 年度（2021 年度）における再生可能エネルギーによる供給電力量の 1.7 倍に相当します。

令和 32 年（2050 年）は、省エネルギー対策を実施した上で、電力消費量のすべてを再生可能エネルギー等の次世代エネルギーで賄うことを目指します。

※令和 3 年度（2021 年度）の電力消費量（資料：自治体排出量カルテ）

【再生可能エネルギーの導入目標】令和12年度（2030年度）  
市内の電力消費量の3割以上を目指します

表 6-2 再生可能エネルギーの導入量の概要

| 取り組み内容       |          | 導入ポтенシャルに対する割合 | 再生エネ追加供給量<br>(MWh) |
|--------------|----------|-----------------|--------------------|
| 太陽光発電<br>の導入 | 戸建住宅等    | 15%             | 29,000             |
|              | 集合住宅     | 5%              |                    |
|              | 業務系建物ほか  | 15%             | 41,000             |
|              | 荒廃<br>農地 | 再生利用可能          | 5%                 |
|              |          | 再生利用困難          | 16%<br>7,000       |
| 合計           |          |                 | 78,000             |

再生可能エネルギーの導入実績（令和 3 年度（2021 年度））

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 再生可能エネルギーによる電力供給量 | 116,180 MWh |
|-------------------|-------------|

令和 12 年度（2030 年度）における再生可能エネルギーの導入目標

|               |             |
|---------------|-------------|
| 導入実績と追加導入量の合計 | 194,000 MWh |
|---------------|-------------|

## 第7章 地球温暖化に対する取組

### 取組の体系

ゼロカーボンシティの実現に向けて本計画において必要な施策について、取組の方向性として基本方針を設定し、さらに本庄市の地域特性を踏まえた具体的な取組を整理しました。

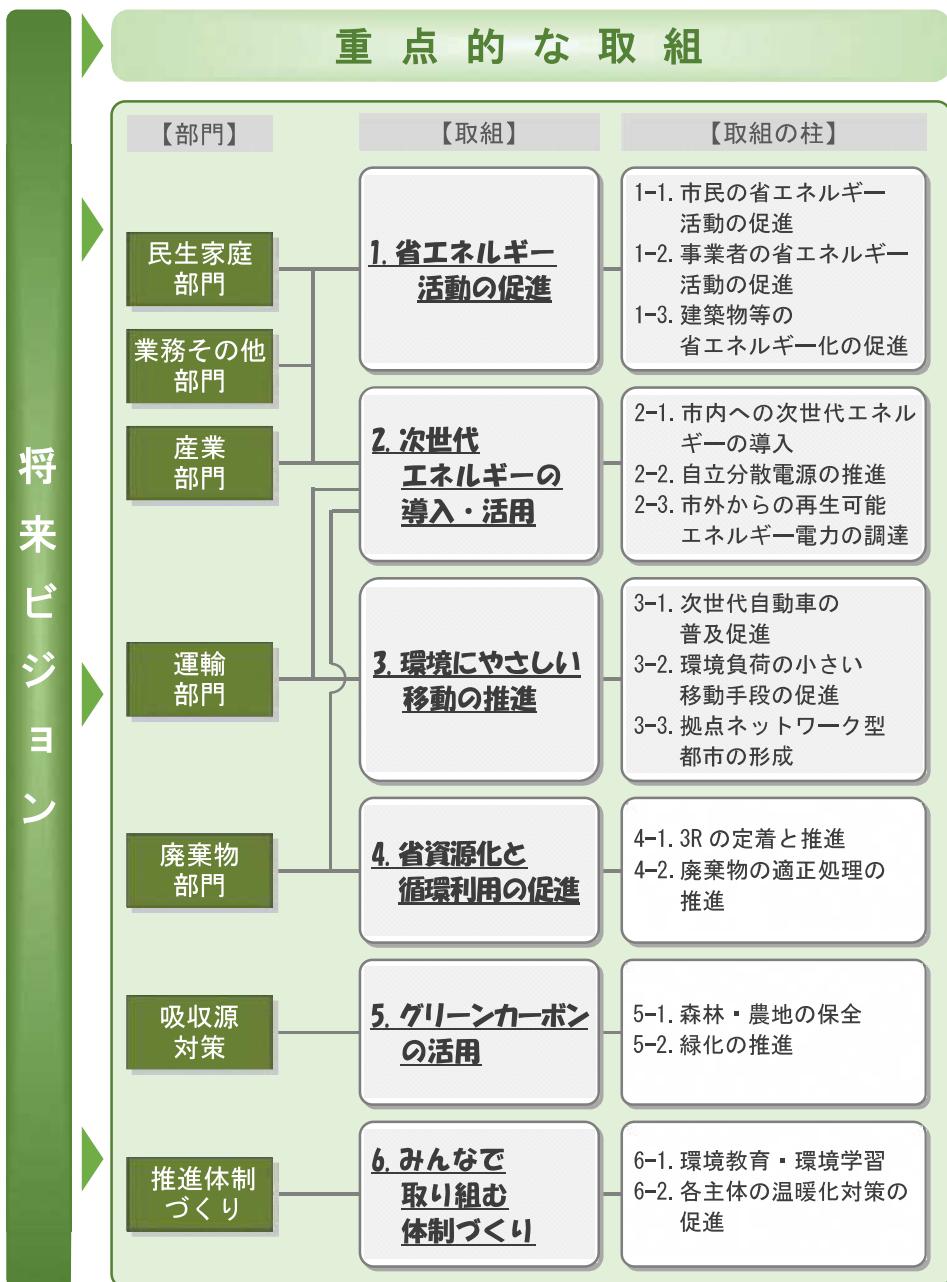


図 7-1 取組体系イメージ

## 重点的な取組

令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量削減目標を達成し、さらに令和32年（2050年）の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、次の4つの重点的に行うべき取組を推進していきます。

### （1）太陽光発電の導入促進

#### 【取組の意図】

令和12年度（2030年度）における本市の温室効果ガス排出量削減目標や2050年（令和32年）の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成のためには、省エネルギーの取組とともに、再生可能エネルギーによってエネルギーをつくり出すことも重要です。

本市では、再生可能エネルギーの中で太陽光発電が最も大きな発電量が得られる見込みであることから、緑地保全とのバランスを見ながら、太陽光発電の導入の加速を目指します。また、市内における太陽光発電により得られた電力は、可能な限り市内で活用し、災害時の電力の安定供給や電気料金の市内循環を通じて地域活性化につなげていきます。

#### 【取組の方向性】

市内は山林をはじめ、大規模な太陽光発電設備の設置により豊かな自然との調和を損なう可能性がある地域が存在することから、各家庭や事業所への太陽光発電設備設置も促進します。太陽光発電設備設置に伴い必要となる住宅や事業所の改修に対する補助制度の拡充や相談窓口の設置等、きめ細かい支援を行うことで、各家庭や事業所への太陽光発電設備の設置を後押しします。

また、太陽光発電を中心に、市内の再生可能エネルギーで発電した電力を市内で安定供給して地産地消するとともに資金を循環させる体制づくりに向けて、事業者との意見交換や検討を進めます。

## (2) 環境と人に優しい移動方法

### 【取組の意図】

次世代自動車の普及促進を図るには、次世代自動車の普及台数の増加とともに、次世代自動車を日々の暮らしや事業活動において使用しやすい環境を整備することが重要です。本市の温室効果ガス排出量を部門別にみると、運輸部門の排出量は産業部門に次いで多く、かつ埼玉県全体の運輸部門の排出量の割合と比べても大きいことから、環境に優しい移動方法を探り入れるとともに、歩きやすいまちにすることは、本市の温室効果ガス排出量削減において有効です。

この取組では、次世代自動車のうち特に電気自動車に着目し、電気自動車をより便利に利用できる環境の構築を目的とし、充電設備設置数の加速及び居心地が良く、積極的に歩きたくなる空間づくりを目指します。

### 【取組の方向性】

電気自動車の利便性向上に向け、各家庭で電気自動車を充電できるよう、一戸建て住宅や事業所等に対する充電設備設置を促進します。また、各家庭や事業所に限らず、市内のスーパー・マーケットやコンビニエンスストア、市役所等公共施設の駐車場のように、誰もが利用可能な場所における充電設備の設置を推進し、充電場所に困らない環境づくりを行います。

また、社会実験等試験的な取組を基に検証を行い、歩きたくなる空間づくりや、そのような空間と共存する移動手段の検討を行い、居心地の良いまちを目指します。

### (3) 市内事業者のゼロカーボンに向けた機運醸成

#### 【取組の意図】

本市の温室効果ガス排出量を部門別にみると、産業部門の排出量の割合が 34.2%と最も大きく、かつ埼玉県全体の産業部門の排出量の割合（20.2%）と比べても大きいことから、市内の事業所から排出される温室効果ガス排出量を削減することは、必要不可欠な取組です。

市内には、温室効果ガス排出量が一定量以上ある特定事業所のほか、中小事業所等があり、事業所規模や事業内容によって、必要となる温室効果ガス排出量抑制の対策や取組方法が異なります。そのため、それぞれの実情に応じた取組の推進が求められます。

この取組では、先進的な事例や他の企業等の取組を事業者相互に知る機会を設けることで、令和 32 年（2050 年）の二酸化炭素排出量実質ゼロ達成に向けた機運を高めていきます。

#### 【取組の方向性】

市内事業者間で情報交換が行えるプラットフォームの創設を検討します。プラットフォームでは、各事業者のゼロカーボン達成に向けた取組の紹介や施設見学会等を行い、市内の事業者のゼロカーボンに関するノウハウの共有を目指します。また、蓄積された知見を基に、事業規模や事業内容に応じた温室効果ガス排出量削減の取組を整理し、実践に移すことで、市内の様々な事業者を巻き込みながら温室効果ガス排出量削減を図ります。

## (4) 環境教育の普及と浸透

### 【取組の意図】

本計画に基づく取組を推進するためには、市民、事業者、市が一体となって取り組む必要があります。しかし、「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」の存在や、取組を行う意義等、取組の背景に関する理解の浸透が、各主体が一体となって取り組むためには必要です。

また、温室効果ガス排出量削減に向けた取組は、今後数十年にわたって行われることから、計画期間の10年はもちろん、さらに将来の取組を担う人々の育成も必要です。

温室効果ガス排出量削減に向けた取組は、長期にわたり継続するため、将来を担う小学生を中心に環境に関する学習機会の充実を図ります。

### 【取組の方向性】

小学生向けの学習プログラムとして、教室での座学だけではなく、例えばゼロカーボンシティが実現した姿を想像し、意見交換を行うなどのワークショップ形式での実施を検討するとともに、カーボンニュートラルに取り組む事業所や先端技術等を見学し、自ら体験しながら学べる体験学習の方法について検討します。

また、各世帯・家庭で楽しみながら情報収集したり、話題のタネになるような、ゼロカーボンシティ実現に向けたPR動画等活用しやすいコンテンツ・ツールの開発を推進します。

## 具体的取組

### 基本方針 1 省エネルギー活動の促進

| 1-1 市民の省エネルギー活動の促進  |        |     | 民生家庭 |  |  |
|---|--------|-----|------|--|--|
| 取組内容  | 主な実施主体 |     |      |  |  |
|   | 市民     | 事業者 | 市    |  |  |
| ・「COOL CHOICE」や「エコライフ DAY&WEEK」の理解と参加を通じて、日常生活において自発的な省エネルギー行動を推進します。         | ●      |     | ●    |  |  |
| ・HEMS 等を活用し、電気やガス等のエネルギー使用状況を「見える化」し、効率的なエネルギー利用を促進します。                       | ●      |     | ●    |  |  |
| ・各家庭のライフスタイルに合わせた省エネルギー対策を提案する「うちエコ診断」等を通じて、家庭での省エネルギー機器の導入や省エネルギー行動の促進を図ります。 | ●      |     | ●    |  |  |
| ・省エネルギー家電に関する情報を積極的に収集し、高効率・省エネルギー型の製品を選択します。                                 | ●      |     | ●    |  |  |
| ・行動をそっと後押しする「ナッジ」の考え方を活用し、啓発ツール等を作成するなど、省エネルギー行動等の効果的な普及啓発を行い、行動変容を促します。      |        |     | ●    |  |  |

| 1-2 事業者の省エネルギー活動の促進  |        |     | 業務その他・産業部門 |  |  |
|--|--------|-----|------------|--|--|
| 取組内容   | 主な実施主体 |     |            |  |  |
|  | 市民     | 事業者 | 市          |  |  |
| ・「COOL CHOICE」や「ゼロカーボンアクション」への理解を深め、事業活動において自発的な省エネルギー行動を推進します。  |        | ●   | ●          |  |  |
| ・BEMS 等を活用し、電気やガス等のエネルギー使用状況を「見える化」し、効率的なエネルギー利用を促進します。  |        | ●   | ●          |  |  |
| ・カーボンニュートラルガスをはじめとした環境負荷の少ないエネルギーを選択します。   |        | ●   | ●          |  |  |
| ・省エネ診断等を利用し、診断に基づく設備の改修・運用等の適正な省エネルギーに努めます。  |        | ●   | ●          |  |  |
| ・利用可能な支援制度等を活用し、積極的に省エネルギー設備を導入します。  |        | ●   | ●          |  |  |
| ・大規模事業者による自主的な省エネルギーの取組や地球温暖化対策を促進するため、特定事業所を対象に、カーボンニュートラルに向けた取組状況について、県の「地球温暖化対策計画制度」を活用して、モニタリング・評価を行います。 |        | ●   | ●          |  |  |
| ・カーボン・オフセットの取組に関する情報提供・収集を行い、事業活動における活用を図ります。  |        | ●   | ●          |  |  |

| 取組内容  | 主な実施主体 |     |   |
|---|--------|-----|---|
|   | 市民     | 事業者 | 市 |
| • 本庄市地球温暖化実行計画（事務事業編）及び本庄市環境マネジメントシステムにより、庁内に電動車を導入するなど、温室効果ガス排出量の削減を行い、地球温暖化対策に取り組みます。 |        |     | ● |

### 1-3 建築物等の省エネルギー化の促進

民生家庭・業務その他・産業部門

| 取組内容  | 主な実施主体 |     |   |
|---|--------|-----|---|
|   | 市民     | 事業者 | 市 |
| • 住宅・建築物の新築・改築・リフォームにおいて、断熱化や、環境性能の向上を図ります。                                 | ●      | ●   | ● |
| • 新築住宅・建築物におけるZEH・ZEBに関する情報提供・収集を行い導入を検討、実施します。                             | ●      | ●   | ● |
| • 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の内容や届出について、事業者への情報提供や指導を行い、建築物の省エネルギー化・長寿命化を促進します。  | ●      | ●   | ● |
| • CASBEE（建築環境総合性能評価システム）について情報提供・収集を行うなど、認証制度の活用を通じて建築物の省エネルギー化・長寿命化を促進します。 | ●      | ●   | ● |

#### 【取組の目標】

| 指標                       | 現状値<br>(R4年度) | 目標値<br>(R14年度) | 担当課   | 備考                    |
|--------------------------|---------------|----------------|-------|-----------------------|
| 補助金を活用した住宅の省エネ・創エネ設備の普及率 | 6.2%          | 20%            | 環境推進課 | 市補助金交付件数と世帯数から算出した普及率 |

## 基本方針 2 次世代エネルギーの導入・活用

### 2-1 市内への次世代エネルギーの導入

全部門共通

| 取組内容  | 主な実施主体 |     |   |
|---|--------|-----|---|
|   | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・太陽光発電システムと蓄電池やエネルギー管理システム(HEMS、BEMS)等の一体的な導入を推進します。              | ●      | ●   | ● |
| ・自然環境や生活環境と調和した再生可能エネルギーの導入を推進します。                                | ●      | ●   | ● |
| ・屋根貸し自家消費型モデル(PPAモデル)の活用など、太陽光発電設備導入に関する情報提供・収集を行い、発電設備の導入を促進します。 | ●      | ●   | ● |
| ・住宅等に設置されている卒FIT電源を有効活用するための検討を行い、市内の再生可能エネルギーを有効利用します。           | ●      |     | ● |
| ・公共施設の新增設や改修・更新にあたっては、再生可能エネルギーや蓄電池、エネルギー管理システム等の導入を促進します。        |        |     | ● |
| ・遊休農地や荒廃地、市が所有する未利用地等を活用した大規模太陽光発電施設の導入を推進します。                    |        | ●   | ● |
| ・次世代型太陽電池の研究開発を促進するとともに、市内の自然環境や生活環境と調和した導入策を検討します。               |        | ●   | ● |
| ・発電したり、熱エネルギーとして利用する際に二酸化炭素を排出しない水素について、その活用メリットや安全性等の普及啓発を行います。  | ●      | ●   | ● |
| ・再生可能エネルギー由来の水素(グリーン水素)の利活用について県や事業者と連携し、検討します。                   |        | ●   | ● |
| ・再生可能エネルギー導入に関する相談窓口設置を検討します。                                     |        |     | ● |

### 2-2 自立分散電源の推進

全部門共通

| 取組内容  | 主な実施主体 |     |   |
|---|--------|-----|---|
|   | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・太陽光発電設備の自家消費を推進するとともに、家庭や事業所における再生可能エネルギー及び蓄電池の災害時の活用を促進します。 | ●      | ●   |   |
| ・災害時に避難所となる防災拠点を中心とした公共施設に、太陽光発電設備及び蓄電設備等の総合的な導入を推進します。       |        |     | ● |
| ・公共施設における自立分散型電源のモデル構築や市街地開発事業等におけるエネルギーの面的利用について検討します。       |        | ●   | ● |

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・市内で発電した再生可能エネルギー電力を市内で安定供給するとともに、市内で消費できる地域密着型の体制構築に向けた検討を行います。 |        | ●   | ● |

### 2-3 市外からの再生可能エネルギー電力の調達

全部門共通

| 取組内容  | 主な実施主体 |     |   |
|---|--------|-----|---|
|   | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが高く、発電設備等を多く設置できる自治体との連携を通じて、再生可能エネルギー電力の調達を検討します。 |        |     | ● |
| ・電力事業者が提供するカーボンフリー電力プランや再生可能エネルギーオークション等により、再生可能エネルギー電力を選択します。        | ●      | ●   | ● |
| ・公共施設においては、再生可能エネルギー電力の調達を推進します。                                      |        |     | ● |

#### 【取組の目標】

| 指標                    | 現状値<br>(R3 年度) | 目標値<br>(R14 年度) | 担当課   | 備考                              |
|-----------------------|----------------|-----------------|-------|---------------------------------|
| 再生可能エネルギーの導入量<br>(累積) | 82,179 kW      | 145,000 kW      | 環境推進課 | 再生可能エネルギー導入目標（電力供給量）の達成に必要な設備容量 |

### 基本方針 3 環境にやさしい移動の推進

#### 3-1 次世代自動車の普及促進

運輸部門

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）について、導入支援と利用環境整備（充電設備や水素ステーション等）を進め、選択・普及を促進します。 | ●      | ●   | ● |
| ・市民や事業者に対し、次世代自動車導入のメリットについて情報発信・啓発を行い、普及拡大を図ります。  | ●      | ●   | ● |
| ・バスや貨物自動車への次世代自動車の導入を検討・実施します。   |        | ●   | ● |
| ・電気自動車や燃料電池自動車等のエネルギー消費量の削減に資する次世代自動車を公用車へ率先導入します。   |        |     | ● |
| ・公共施設等をはじめ事業者と連携して様々な駐車スペースへの急速充電器の導入拡大を進めます。  |        | ●   | ● |

#### 3-2 環境負荷の小さい移動手段の促進

運輸部門

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・エコドライブの普及・啓発活動を通じて定着を推進します。                             | ●      | ●   | ● |
| ・外出の際には、自転車や公共交通機関（電車・バス）を利用し、マイカーの利用を控えます。              | ●      | ●   | ● |
| ・通勤手段をマイカーから、環境負荷の少ない公共交通や自転車、歩行等へ転換するエコ通勤に取り組みます。       | ●      | ●   | ● |
| ・ICT や MaaS などの最新技術の活用により、移動手段の多様化と円滑化を図り、公共交通の選択を促進します。 |        | ●   | ● |
| ・事業者に対して、環境に配慮した輸送方法への転換を図るモーダルシフトを推進します。                |        | ●   |   |

### 3-3 拠点ネットワーク型都市の形成

運輸部門

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・関係機関と、居心地が良く歩きたくなる歩行空間と安全な自転車利用環境整備を推進します。            |        |     | ● |
| ・鉄道、バスの相互連携やパーク・アンド・ライドの促進により利便性の高い公共交通ネットワークの構築を図ります。 |        | ●   | ● |

#### 【取組の目標】

| 指標                     | 現状値<br>(R4 年度) | 目標値<br>(R14 年度) | 担当課   | 備考  |
|------------------------|----------------|-----------------|-------|---|
| 本庄駅及び本庄早稲田駅の利用者数（年間）   | 3,569,700 人    | 3,218,570 人     | 都市計画課 | —   |
| 路線バス・デマンドバス・シャトルバス利用者数 | 726,799 人      | 812,000 人       | 都市計画課 | —   |
| 次世代自動車普及台数             | 296 台          | 14,000 台        | 環境推進課 | 現状値、目標値ともに 2013 年度（平成 25 年度）以降の補助制度を活用した累計台数。なお、2022 年度（令和 4 年度）の台数は 2023 年（令和 5 年）9 月 15 日時点の暫定値 |

## 基本方針 4 省資源化と循環利用の促進

### 4-1 3R の定着と推進

廃棄物部門

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・市民、事業者、環境団体等と連携して3R運動に継続的に取り組み、ごみの減量化や再資源化を推進します。 | ●      | ●   | ● |
| ・フードドライブ等の取組を通じて、食品ロス削減を推進します。                     | ●      | ●   | ● |
| ・公共施設・公共工事から排出されるごみの削減に努めます。                       |        | ●   | ● |

### 4-2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物部門

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・パンフレットやごみ分別アプリ等を通じてごみの分け方・出し方の理解を深め、適正に排出します。 | ●      | ●   | ● |
| ・資源ごみの分別に努め、再資源化を推進します。                        | ●      | ●   | ● |
| ・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集について、調査・研究を行います。   |        | ●   | ● |

#### 【取組の目標】

| 指標               | 現状値<br>(R3年度) | 目標値<br>(R14年度) | 担当課   | 備考                                  |
|------------------|---------------|----------------|-------|-------------------------------------|
| 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 | 714g          | 647g           | 環境推進課 | 資源ごみを除く家庭からの排出ごみの年間合計量を人口・年間日数で除した値 |
| 1年間の事業系ごみの排出量    | 9,277t        | 7,969t         | 環境推進課 | 事業所から排出された廃棄物量                      |
| ごみ資源化率           | 17.2%         | 22.8%          | 環境推進課 | —                                   |

## 基本方針 5 グリーンカーボンの活用

### 5-1 森林・農地の保全

吸収源対策

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・森林等の緑について、二酸化炭素の吸収源として適切な施策が行われるよう、管理団体等を支援します。     |        | ●   | ● |
| ・林業の活性化のため、担い手育成の推進のほか、市民・事業者と協働で森林と共生林の整備に取り組みます。   | ●      | ●   | ● |
| ・自然観察会や森林に関する環境学習を通じて、林業や森林に関して理解を深め、取組を推進します。       | ●      |     | ● |
| ・担い手への農地の利用集積を進め、効率的な農地利用及び農地の保全を促進します。              |        | ●   | ● |
| ・農地の出し手と担い手とのマッチングを図り利用権設定を促すなど、遊休農地の発生の未然防止に取り組みます。 |        | ●   | ● |

### 5-2 緑化の推進

吸収源対策

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・生け垣の設置や屋上・壁面緑化、敷地内の緑化等、各家庭や生活空間での緑化を推進します。  | ●      | ●   | ● |
| ・市民参加による屋敷林・社寺林の適正管理や樹木・樹林の維持・管理に取り組みます。   | ●      |     | ● |
| ・二酸化炭素の吸収源対策として、緑化重点地区において都市公園の整備や緑化誘導を積極的に推進するとともに、貴重な自然を保全します。                   | ●      |     | ● |
| ・本庄駅北口の既成市街地内を「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）」に設定等する際に緑の創出を検討するなど、市街地における緑化の推進について検討します。 |        |     | ● |

## 【取組の目標】

| 指標                                 | 現状値<br>(R4 年度)                        | 目標値<br>(R14 年度)        | 担当課   | 備考                            |
|------------------------------------|---------------------------------------|------------------------|-------|-------------------------------|
| 農地中間管理事業の集積面積                      | 25, 693a                              | 150, 000a              | 農業委員会 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針           |
| 市街地に残る段丘斜面林を保全している割合 <sup>※1</sup> | 51% <sup>※2</sup>                     | 53%                    | 都市計画課 | 本庄市総合振興計画成果指標                 |
| 1人あたりの都市公園面積                       | 9. 88 m <sup>2</sup> /人 <sup>※2</sup> | 10 m <sup>2</sup> /人以上 | 都市計画課 | 都市公園法に定める目標値                  |
| 緑被率                                | 市域                                    | 約 71% <sup>※2</sup>    | 現状維持  | 都市計画課                         |
|                                    | 市街地                                   | 約 26% <sup>※2</sup>    | 現状維持  | 都市計画課<br>ヒートアイランド現象や水害の緩和等に関連 |

※1：段丘斜面林が存する面積のうち市が保全を実施している面積の割合

※2：令和 3 年度（2021 年度）の現状値

## 基本方針 6 みんなで取り組む体制づくり

### 6-1 環境教育・環境学習

推進体制づくり

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・市民、事業者、地域と連携した環境に関する学習の場の提供・充実に努めるとともに積極的に参加します。                | ●      | ●   | ● |
| ・カーボンニュートラルに取り組む事業者の施設の見学等、体験学習を取り入れた環境学習を推進し、環境保全に係る人材の育成を図ります。 | ●      | ●   | ● |
| ・環境イベントへの参加を通じて、地球環境問題を考える機会を創出します。                              | ●      | ●   | ● |

### 6-2 各主体の温暖化対策の促進

推進体制づくり

| 取組内容   | 主な実施主体 |     |   |
|--|--------|-----|---|
|  | 市民     | 事業者 | 市 |
| ・県や地球温暖化防止活動に取り組む市民団体等と連携し地球温暖化対策の取組の普及・啓発と促進を図ります。  | ●      | ●   | ● |
| ・県と連携し、国や事業者等のさまざまな取組や先進技術及び知見を情報共有します。  |        | ●   | ● |
| ・市内の事業者間で情報交換を行う機会や、先進的な温室効果ガス排出量抑制に取り組む施設の見学等、市内のある事業者が参加でき、気軽に地球温暖化対策に関する情報が得られる場を構築します。 |        | ●   | ● |
| ・環境マネジメントシステムの構築・運用により ISO14001 や埼玉県エコアップ等の認証を推進します。                                       |        | ●   |   |
| ・産学官の連携により、脱炭素の促進地域の推進や、次世代自動車の利用環境整備、カーボンニュートラル・エネルギーに関する技術開発等を推進します。                     |        | ●   | ● |
| ・埼玉県エコアップ認証の登録拡大や、カーボンニュートラルに資する商品やサービスの開発や新たなビジネスの創出・支援を進めます。                             |        | ●   | ● |

#### 【取組の目標】

| 指標                | 現状値<br>(R4 年度)     | 目標値<br>(R14 年度) | 担当課   | 備考 |
|-------------------|--------------------|-----------------|-------|----|
| 環境関連の講座、観察会、イベント等 | 6 件                | 6 件             | 環境推進課 | —  |
|                   | 13 件 <sup>※1</sup> | 17 件            | 生涯学習課 | —  |
| 学校における環境学習の実施回数   | 12 件               | 12 件            | 学校教育課 | —  |

※1：令和 3 年度（2021 年度）の現状値

## 第8章 推進体制

### 推進体制

本計画の取組を着実に実行し、温室効果ガス排出量削減目標を達成するためには、市が取り組むだけではなく、市民、事業者も一体となって取り組むことが重要です。

そのため、本計画も市のみならず、市民、事業者とも連携・協力する体制を組み、推進していきます。市民や市民団体、事業者の個々の取組に加え、市民や有識者が参加する「本庄市環境審議会」、市内事業者等が参画する「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」のように、市民や事業者が本計画の推進に加われる場を設けることで、取組を進めていきます。

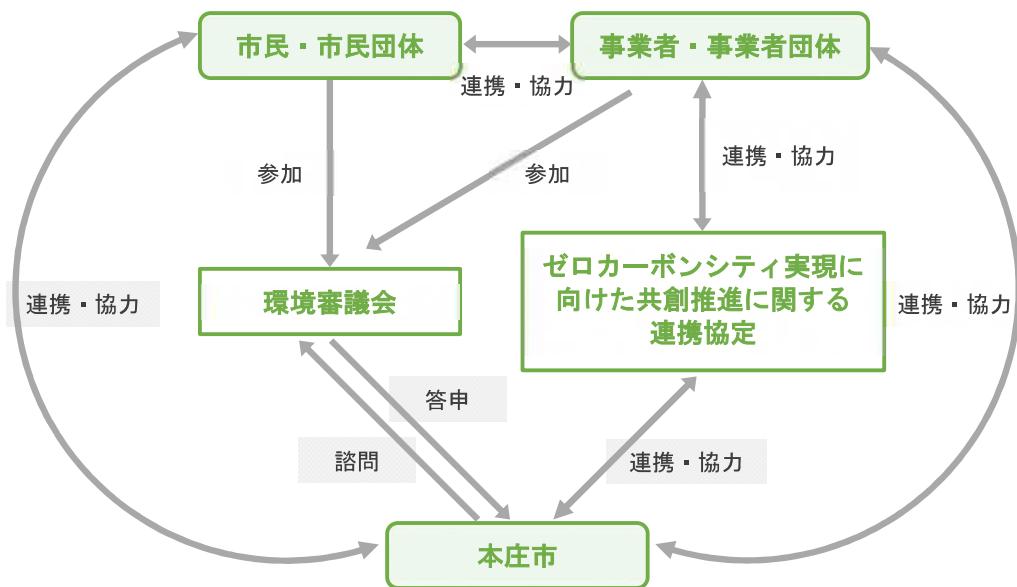


図 8-1 推進体制のイメージ

## 進行管理

本計画に基づき温室効果ガス排出量を削減するためには、取組の推進と併せ、取組や計画の内容を適宜改善していくことが重要です。

そこで、本計画の進行は、「PDCAサイクル」に基づき管理します。Pは「計画(Plan)」を意味し、市が本計画に基づいた目標設定や施策立案を行います。Dは「実施(Do)」を意味し、市民、事業者、本市が施策や取組を実行します。Cは「点検・評価(Check)」を意味し、取組の進捗状況や目標達成状況の把握等、本計画の進捗の検証を行います。Aは「見直し(Action)」を意味し、検証結果を基に施策や取組の改善策を検討及び見直しを行い、再度「計画」に反映させます。この4段階のステップを繰り返すことで、計画の継続的な改善を行います。

なお、「点検・評価」に用いる指標は、取組の進捗状況をこまめに把握できるよう、毎年または定期的に把握可能かつ定量的に把握可能なものを設定します。

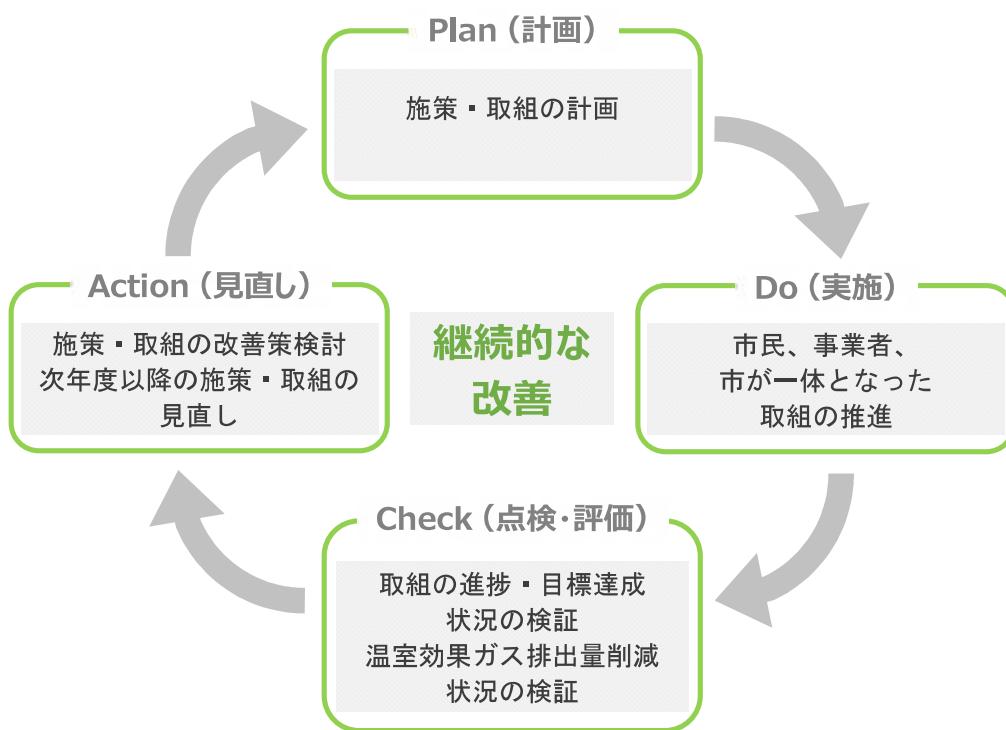


図 8-2 進行管理のイメージ